

鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

図面リスト	
番号	名称
A-01	特記仕様書（1）
A-02	特記仕様書（2）
A-03	特記仕様書（3）
A-04	特記仕様書（4）
A-05	特記仕様書（5）
A-06	配置図・附近見取図
A-07	配置図（拡大）
A-08	屋内運動場 空調機 配置図
A-09	格技場 空調機 配置図
A-10	屋内運動場 空調機設置（断面）
A-11	屋内運動場 空調機取付詳細図（1）
A-12	屋内運動場 空調機取付詳細図（2）
A-13	格技場 窓改修図（1）
A-14	格技場 窓改修図（2）
A-15	空調機架台 平面図
A-16	空調機架台 立面図
A-17	空調機架台 断面図
A-18	空調機架台 構造図（1）
A-19	空調機架台 構造図（2）
A-20	空調機架台 構造図（3）
A-21	空調機架台 構造図（4）
A-22	空調機架台 門扉 詳細図
A-23	屋内運動場カーテン 配置図（1）
A-24	仮設計画（案）

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事

2. 工事場所

鳴門市瀬戸町堂浦

3. 建物概要

建物名称	鳴門市瀬戸中学校屋内運動場及び格技場	
構造・規模	RC造 地上1階	
敷地面積	-	
施工面積	101.30(m ²)※空調設備基礎及び駐車エリア	
消防法施行例附表第1の区分	-	

4. 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	空調基礎及び鉄骨防球ネット、屋内運動場空調設備支持金物

II. 共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和4年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、鳴門市内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び掲示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を配置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間を行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は相立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでに、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えおそれがある場合は、当該物件およびその位置に必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- 積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
- さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- 過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- 建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- 過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

訂正	年 月 日			備 考	作 成	承 認	工事名称		設計NO	図面NO
	鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事		図面名称							
					株式会社社デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏		特記仕様書 (1)	縮 尺 : A3: 1:1		A-01
					TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289					

20. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「鳴門市電子納品要領」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図（製本2部、電子データ1部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ1部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ1部）
- ・保全に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及リジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。

- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

21. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

22. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。

① 対象物

工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。

② 付保除外工事

次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。

・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）

③ 付保する時期及び金額

鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。

④ 保険終期

工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。

⑤ その他

- ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
- ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、監督職員、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に監督職員及び施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 関連する他工事と連携し、工期、コストの観点で合理的な施工が行えるように努めること
- ⑤ 足場の昇降口は、作業時間外は必ず施錠し、金網等で塞ぎ、生徒が侵入できない措置を講じること。
- ⑥ 登下校時間帯の工事車両の出入りは禁止とするなどの学校関係者との動線交錯に配慮すること。必要に応じて交通誘導員を配置すること
- ⑦ 騒音の出る工事は原則として学校休日日とするが、監督職員、学校及び施設管理者と協議すること。
- ⑧ 本工事は夏休みに入ってから工事を開始すること
- ⑨ 屋内運動場内及び格技場内は文化祭終了後に工事を開始すること
- ⑩ 施工順序は監督職員、学校及び施設管理者と協議の上決定すること。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ 有 ・ 無 ）

3. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

4. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 10 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

5. 有価材の処理

- ① 有価材 （ 鉄骨・軽量鉄骨 ・ アルミサッシ ・ スチールサッシ ）
- ② 古物商で適切に処理すること。

2章 改修仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. ベンチマーク

設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±(0)mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

- 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
- 2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。

届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。

- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

④ 外部足場（図示の通り）

- ・壁つなぎ間隔（水平方向：8 m以下、鉛直方向：9m以下）

- ・足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。

⑤ 内部足場（図示の通り）

⑥ 仮囲い（図示の通り）

⑦ ゲート（ 有 ・ 無 図示の通り）

- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。

- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。

- ⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

- ⑪ 石綿含有仕上塗材が施工された外壁に対する足場緊ぎ用アンカーの下穴穿孔作業については、「石綿等の切断等の作業」及び「石綿取り扱い作業」に該当するため、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）を遵守し作業を行うこと。

4. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：床養生（ベニヤ板、ブルーシート））

5. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は（ 設ける（面積 m²程度） ・ 設けない ）

- ② 監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。
 - 1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計
 - 2) ゴム長靴、雨がつば、保護帽、懐中電灯、安全帯
 - 3) 請負加入電話の子機
 - 4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具
 - 5) ファクシミリ他

訂正	年 月 日	欄：：清：	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289	作 成	承 認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事	設計NO	図面NO A-03
				発 行		図面名称 特記仕様書（3）	縮 尺： A3: 1:1	

3. 普通コンクリート

- セメントの種類は、(・混合セメントA種 ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種)とする。
 - 高炉セメントB種適用箇所()
 - フライアッシュセメントB種適用箇所()
- 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用(できる ・ できない)。
- 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m3以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- 試験練りは(行う ・ 行わない)。
- 所要空気量は4.5%±1.5%とする。
- 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
 - コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m3に含まれるアルカリ総量をNa2O(エヌエーツーオー)換算で3.0kg以下にする。
 - 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント[B種またはC種]あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント[B種またはC種]もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
 - 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシリカ反応性試験(化学法またはモルタルバー法)の結果で無害と確認された骨材を使用する。
試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(化学法)」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)またはJIS A 5308(レディミクストコンクリート)の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法(モルタルバー法)」による。
- 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地

- 打継ぎの位置
 - 梁及びスラブ(スパンの中央又は端から1/4付近 ・ 図示による)
 - 柱及び壁(スラブ、梁又は基礎の上端 ・ 図示による)
- コンクリートの打継ぎ目地の寸法は、標仕9.7.3[目地寸法](1)(ア)による
- ひび割れ誘発目地の位置(図示による)

5. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

6. 型枠

- 型枠は、(県産木製型枠 ・ 合板 ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック)とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	—	なし			
標仕6.8.2(2)(ア)	A種	あり	—	12	地上部分(GL-200より上部)かつ外面(表面塗装品の新品)
標仕6.8.2(2)(イ)	B種	なし	—	12	上記以外の部分
標仕6.8.2(2)(イ)	C種	なし			
標仕6.8.2(2)(イ)	普通型枠	なし			

- 打ち直し仕上げの打ち直し厚さは()mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- 打ち直し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち直し面より2mm程度、引込める。

8章 鉄骨工事

1. 一般事項

- 製作工場は、国土交通大臣の認定による()グレード工場とし、その証明となる資料を監督職員に提出する。
- 鉄骨製作工場には施工管理技術者を(・)
- 工事現場には、鉄骨製作工場名等を記載した板(30×35×45cm)(H.4.9.30 住指発第347号)を掲示すること。

2. 材料

- 鋼材は次による。

種類の記号	規格番号・規格名称等	適用箇所
STKR400	JIS G 3466	柱、梁
SS400	JIS G 3101	ベースプレート、リブプレート、GPL

- 高力ボルトは、(JIS高力ボルト ・ トルシア高力ボルト2種 ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト)とする。

径及び使用箇所は図示による。

規格番号等	規格名称等	セットの種類
建築基準法に基づき指定又は認定	トルシア高力ボルト	JSS II 09
JIS B 1186	JIS高力ボルト	2種(F10T)
建築基準法に基づき指定又は認定	溶融亜鉛めっき高力ボルト	1種(F8T)

- 普通ボルト及びナットの材料等は(JIS付属品(JIS B 1180及びJIS B 1181) ・ JIS本体規格品(ISO規格))とする。
径は、()とし、使用箇所は図示による。
- 構造用アンカーボルトの材質は(・ ABR490)とする。
- 建方用アンカーボルトの材質は(・ SS490)とする。
- 溶接材料は、母材の種類、寸法及び溶接条件に相応したもので、製作工場の通常使用のものとする。
- ターンバックル
 - 胴の種類(割枠式 ・ バイプ式)
 - ボルトの種類(羽子板ボルト ・ 両ねじボルト ・ アイボルト)
 - ねじの呼び及びターンバックルの呼び長さは、()×()mmとする。

3. 材料試験

- JIS規格品は、材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- トルシア高力ボルトは、製品に対する製造管理方法及び品質管理試験の結果を、監督員に提出し承諾を受けること。
- 板厚方向の引張試験を(行う ・ 行わない)。

4. 工作一般

- 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は図示による。
- 床書き現寸図は作成(する ・ しない)。
- 鉄骨の製作精度は、標仕7.3.3及びH12建告第1464号第二号イによる。
H12建告第1464号第二号イ(1)(2)のただし書きによる補強は、「突き合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル」による。
- 仮設のため鉄骨に補助材等取付け及び貫通孔を設ける場合は、工場溶接を原則とし、現場溶接となる場合は監督員の承諾を得ること。
- 仮組を(実施する ・ 実施しない)。

5. 高力ボルト接合

- すべり係数試験は(行う ・ 行わない)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。
- ショットプラスト又はグリットプラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
 - 表面粗度測定機による測定
 - プラスト機器の性能表による確認
 - スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う ・ 行わない)。
- 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- 締付け施工法の確認は、JASS6 6.3[締付け施工法の確認]に準じる。
- 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(3)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合

- 普通ボルトの戻止めは(二重ナット ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット)による。
ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻止めは省略できない。
- 普通ボルトの座金は(・)による。

7. 溶接接合

- 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
- 溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う ・ 行わない)。
- 開先の形状は構造図による。
- 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6[鉄骨精度検査基準]付表3[溶接]による。

8. 工事現場施工

- 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書—6. 鉄骨工事付則—6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
 - 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
 - 軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- 建方用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。
- 建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
- 構造用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。
- 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状及び寸法は図示による。
- アンカーボルトの保持及び埋込み工法は(・)種とする。
- 柱底均しモルタル工法は(・)種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

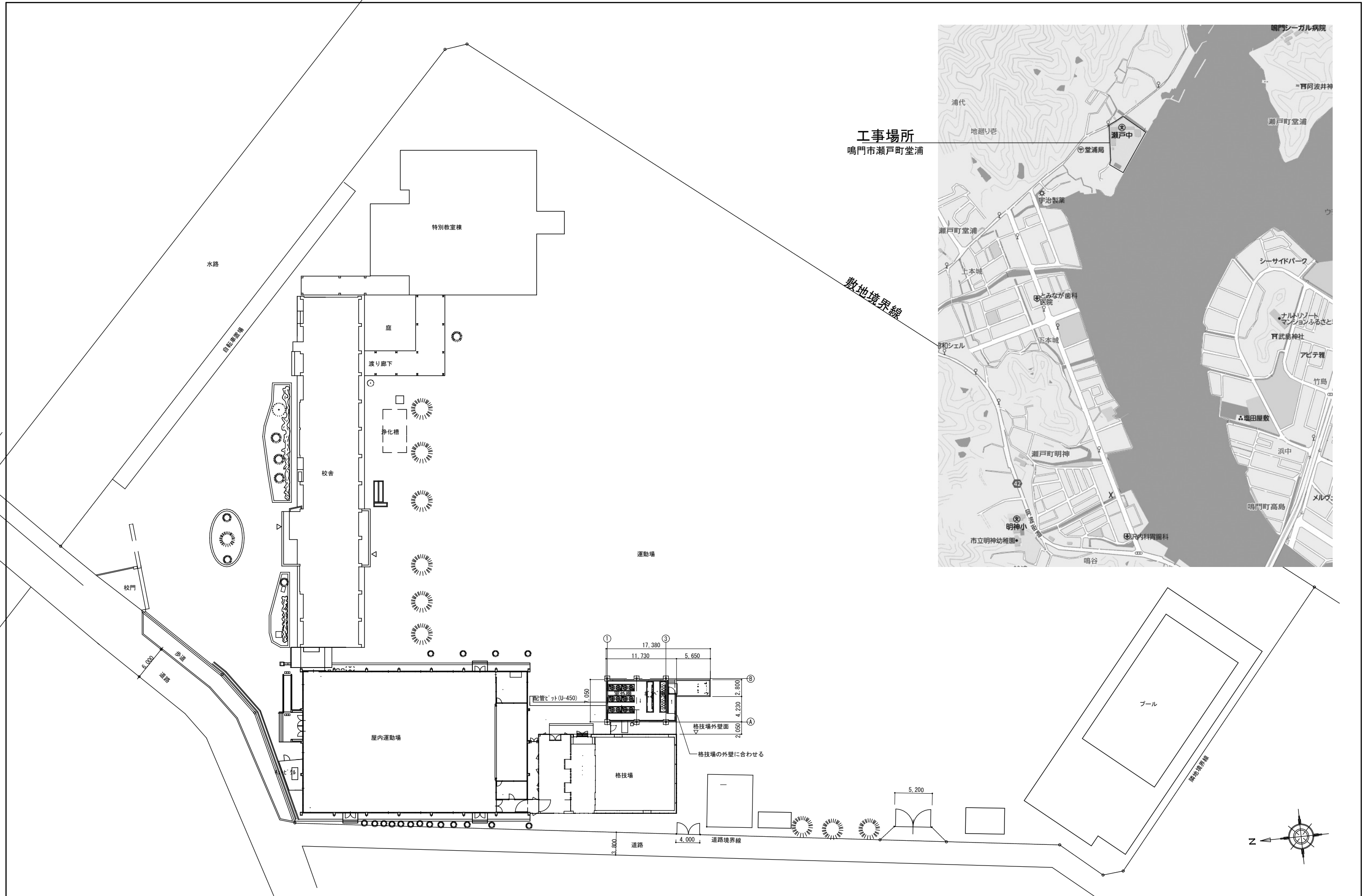
9. 軽量形鋼構造

- 普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。
- 形鋼、鋼板類の亜鉛めっきは、標仕 表 14.2.2による。

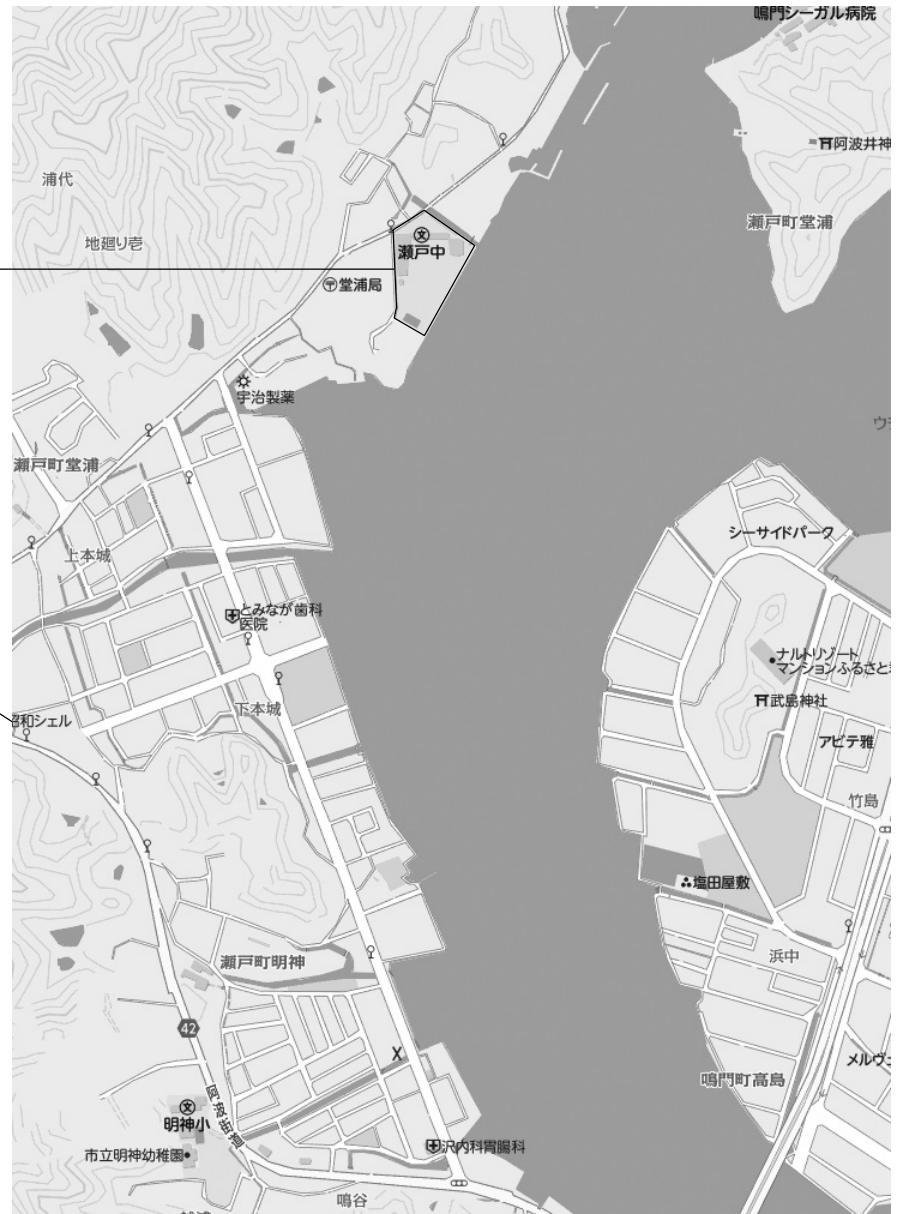
10. 溶融亜鉛めっき工法

- 摩擦面の処理は、(プラスト処理 ・ リン酸塩処理)とする。
- プラスト処理とする場合は、5. 高力ボルト接合同様の方法で表面粗度50 μ mRz以上の確認を行う。
- リン酸塩処理とする場合は、すべり耐力等を確認するものとし、確認方法は(すべり試験)とする。
- すべり試験の要領は、溶融亜鉛めっき高力ボルト技術協会の「めっき高力ボルト接合設計施工指針」による。

年	月	日	業 務 内 容	備 考	作 成	承 認	工 事 名 称	設 計 N O	図 面 N O
					株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏		鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事		
					TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289		図面名称	縮 尺 :	整理NO
							特記仕様書(5)	A3: 1:1	A-05

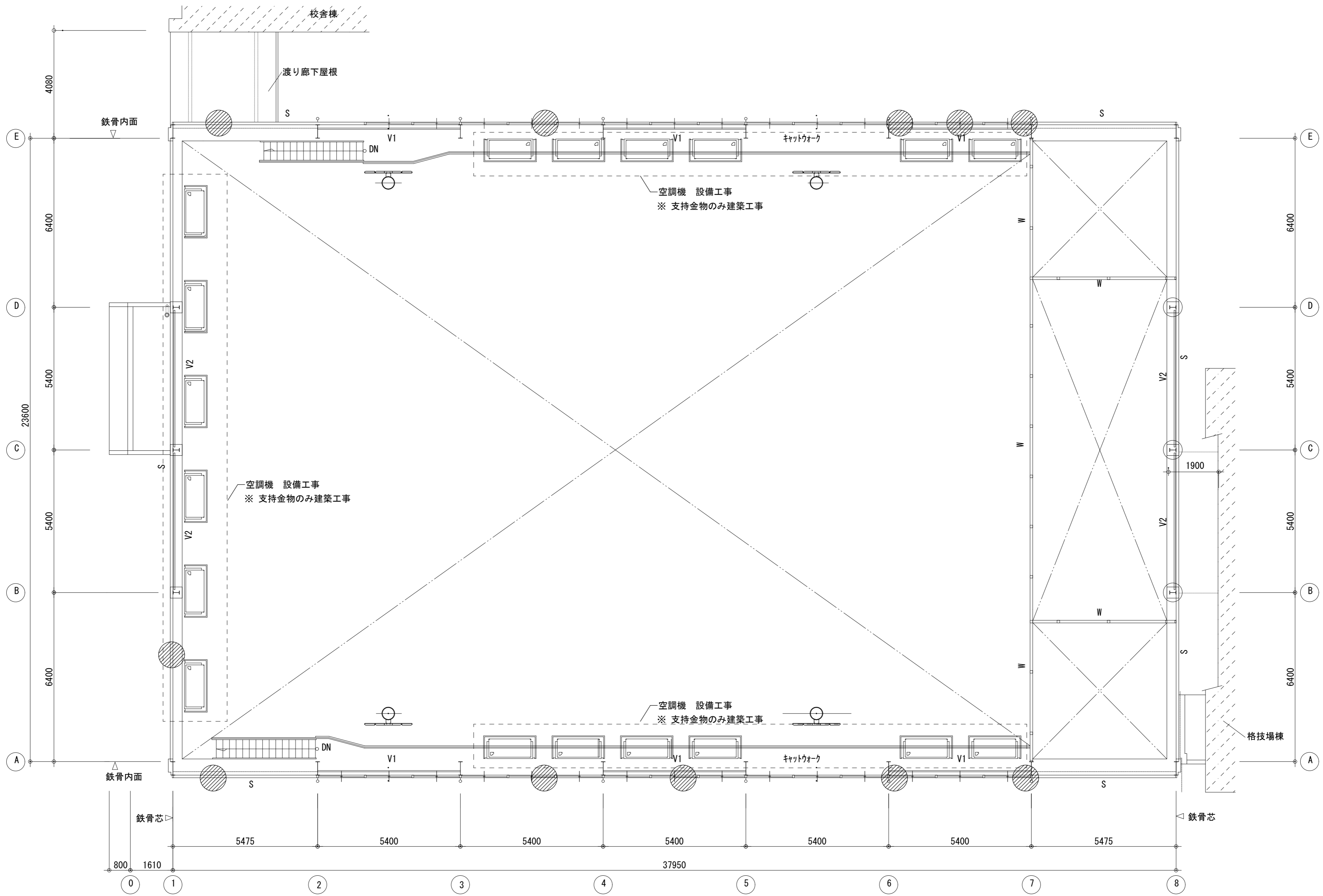


工事場所
鳴門市瀬戸町堂浦



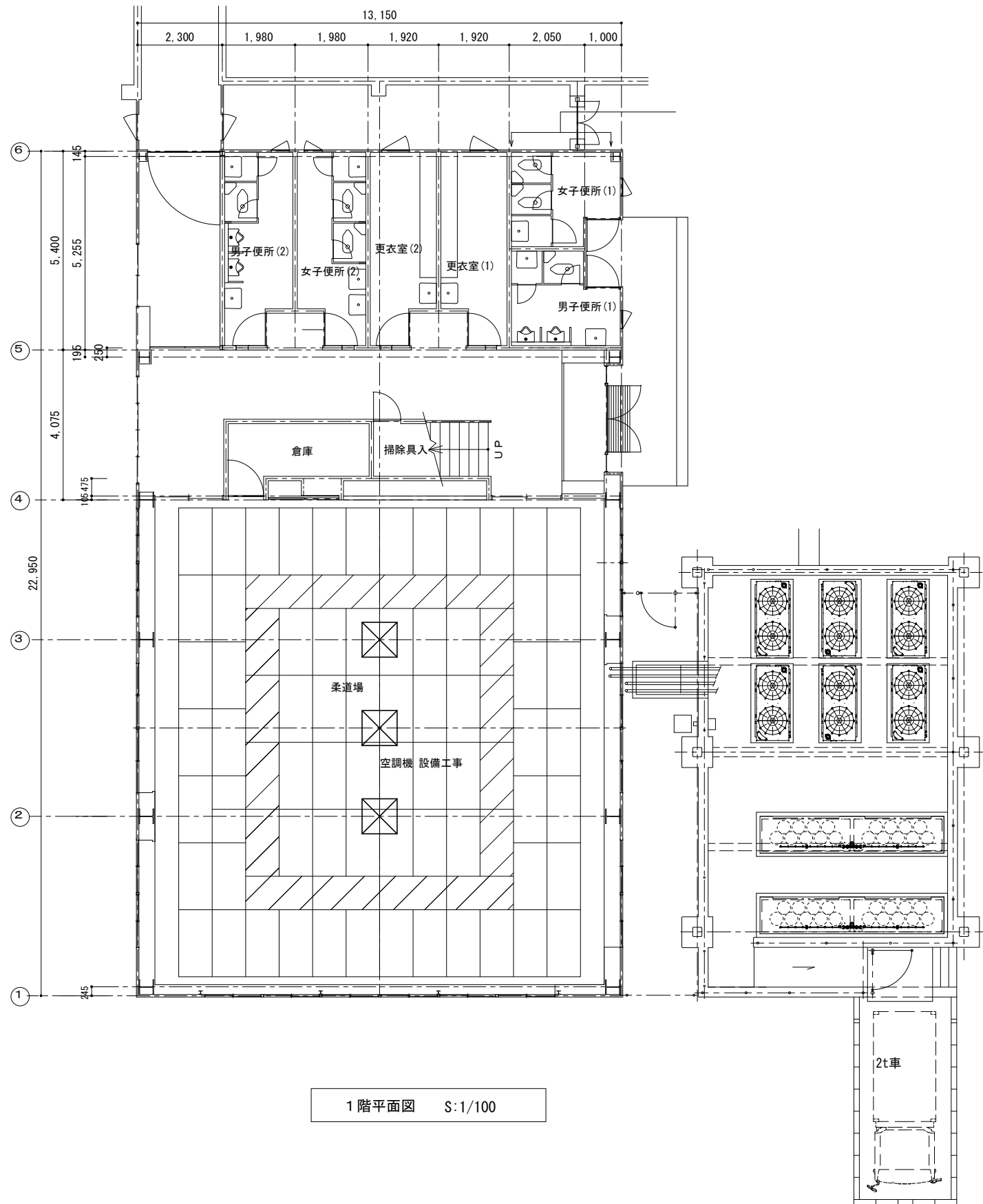
敷地境界線

訂正						株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7. 12. 25 発行 .	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 配置図・附近見取図	設計No. 整理No.	図面No. A-06
									縮尺 A2 1:400		

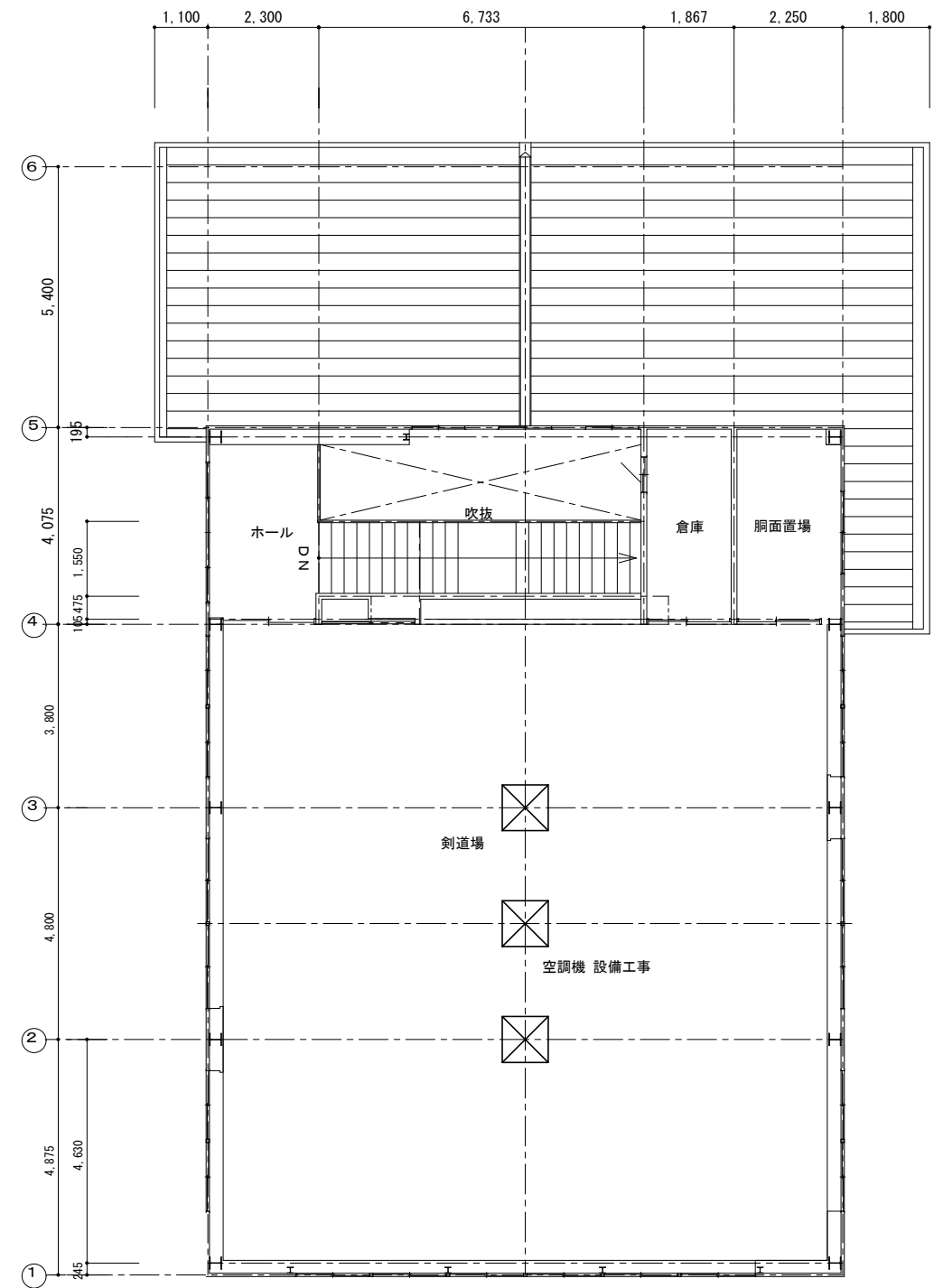


特記
 ● 外壁コア抜き箇所 (建築工事)
 図示はおおよその位置を示すものであり、コア抜きの口径や数量は関係工事と協議して施工すること

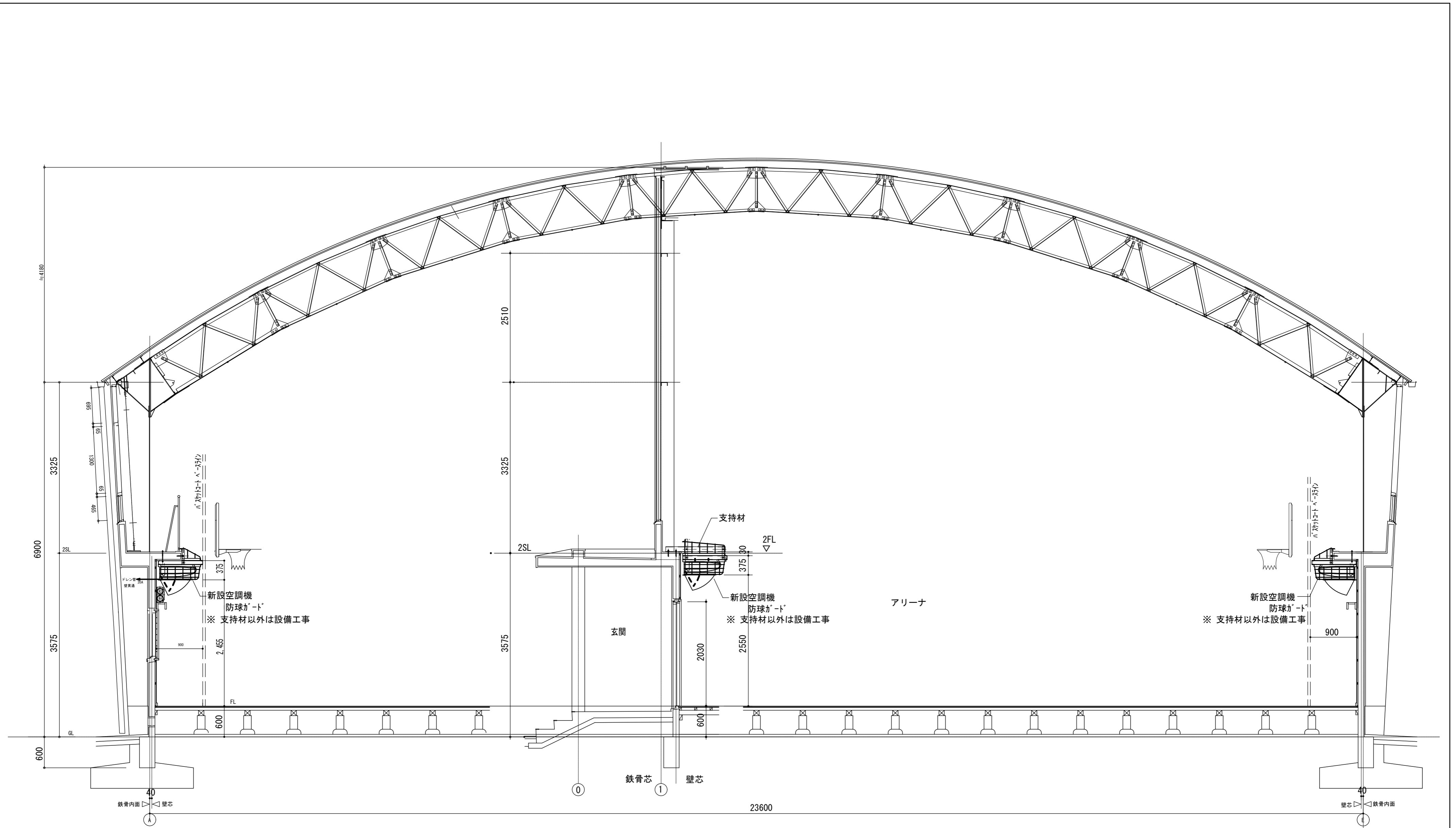
訂正						株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7. 12. 25 発行 .	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 屋内運動場 空調機 配置図	設計No. 整理No.	図面No. A-08
									縮尺 A2 1:100		



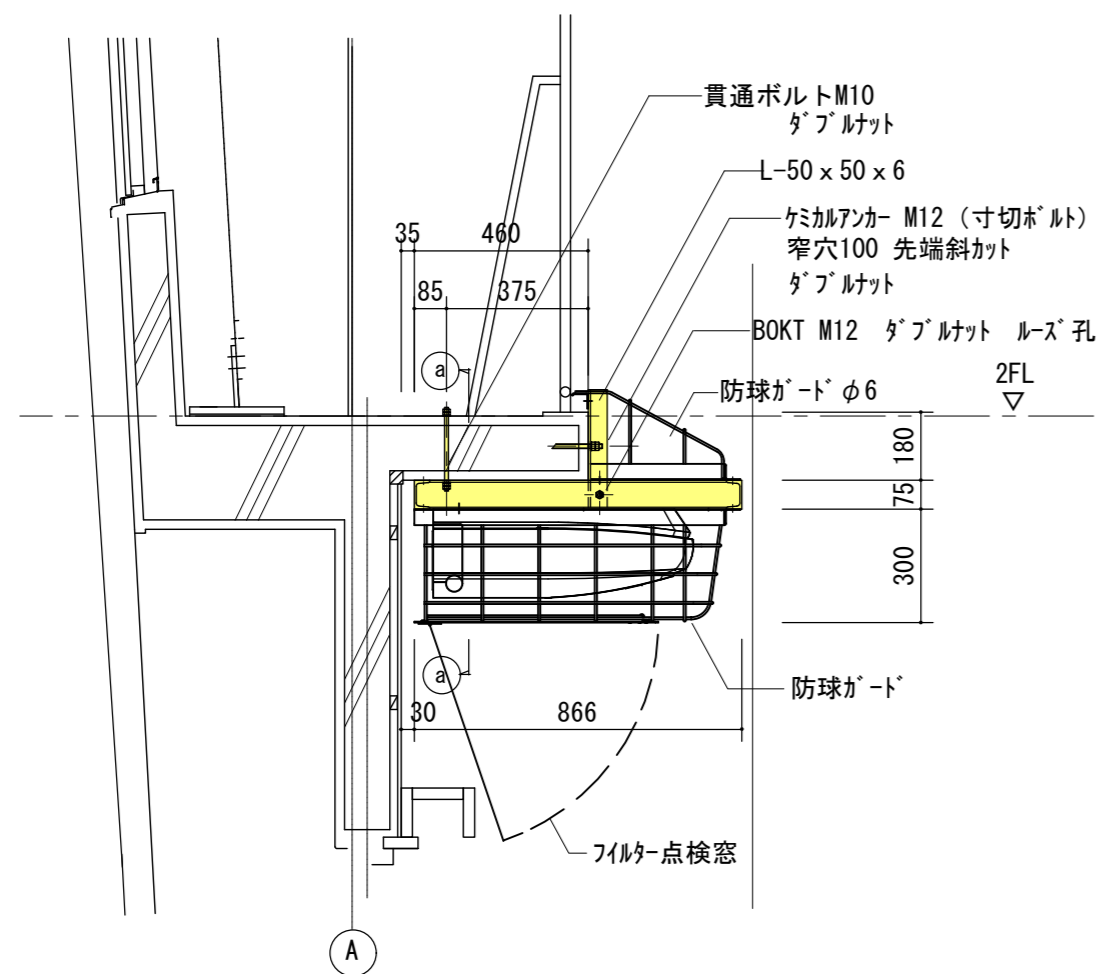
1階平面図 S:1/100



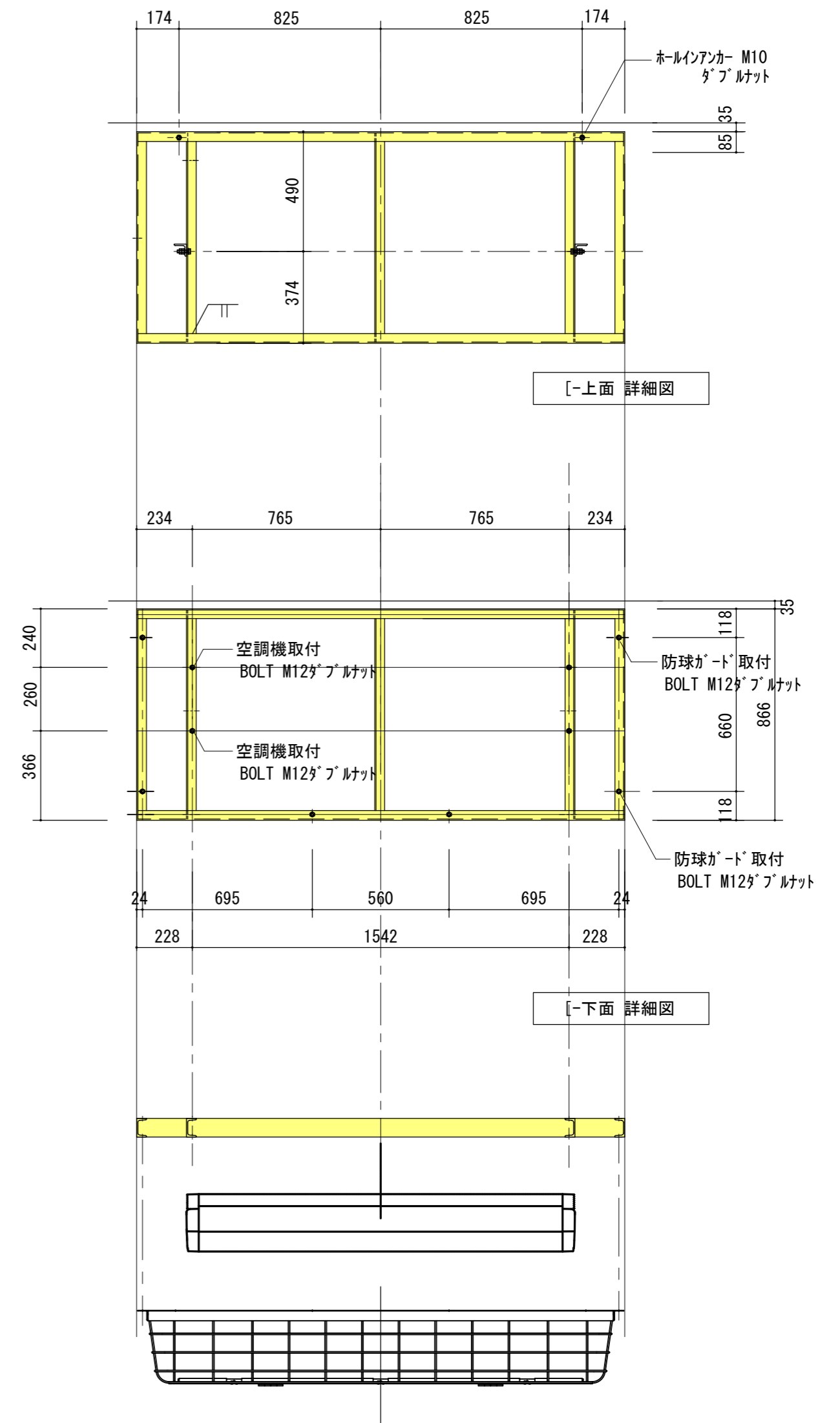
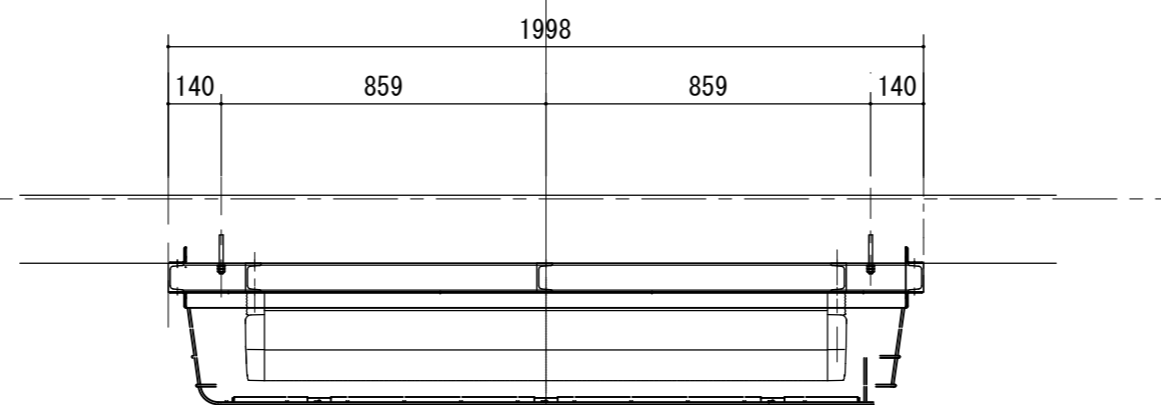
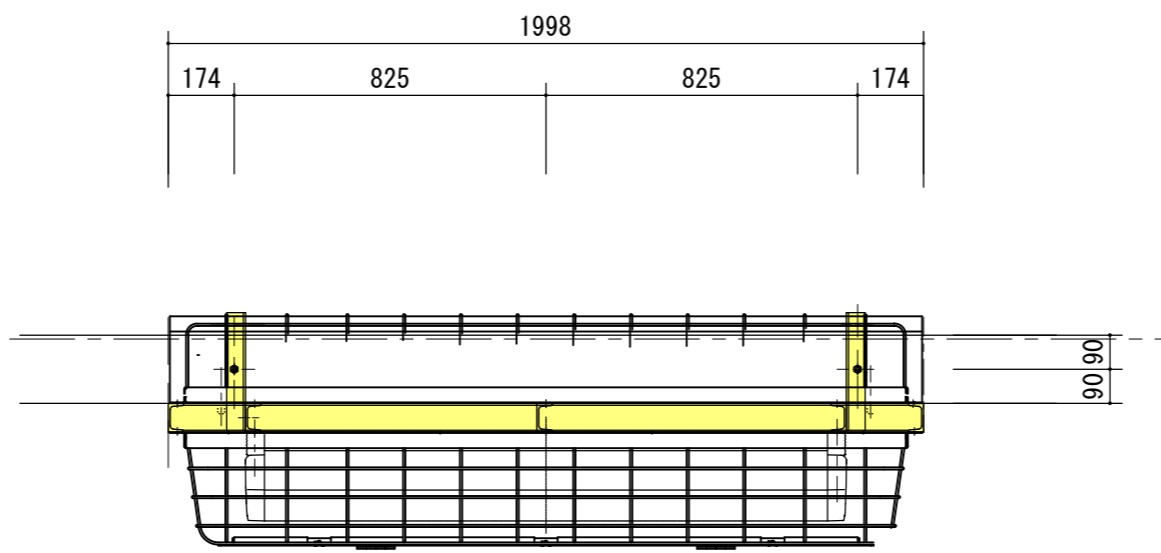
2階平面図 S:1/100



訂正					株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R7.12.25	承認 . .	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事	設計No. . .	図面No. A-10
						図面名称 屋内運動場 空調機設置 (断面)	縮尺 A2 1:50	整理No. . .		

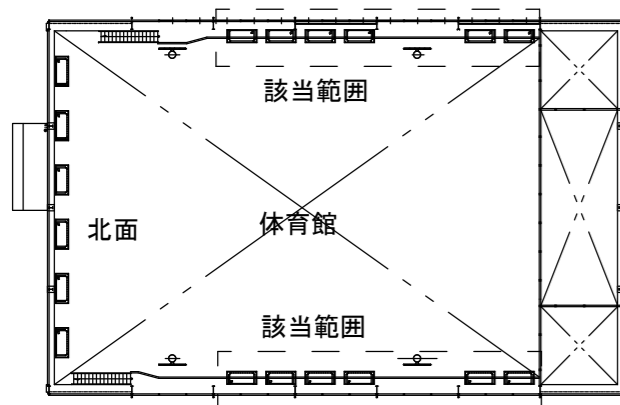


東、西面 取付詳細図



[-上面 詳細図]

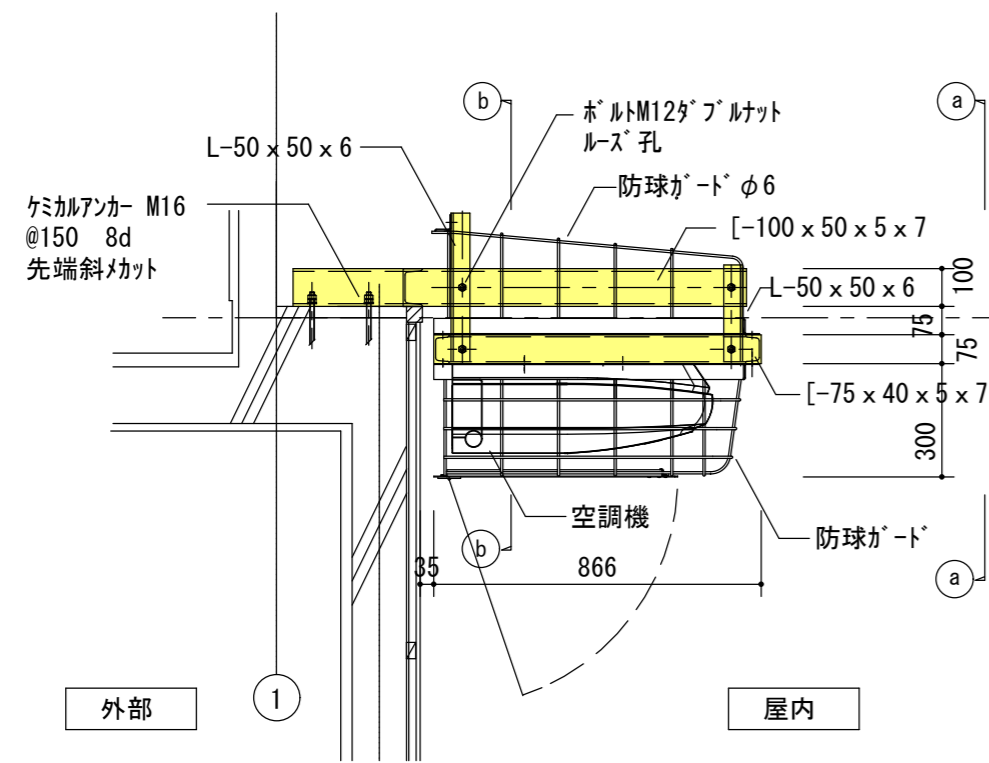
[-下面 詳細図]



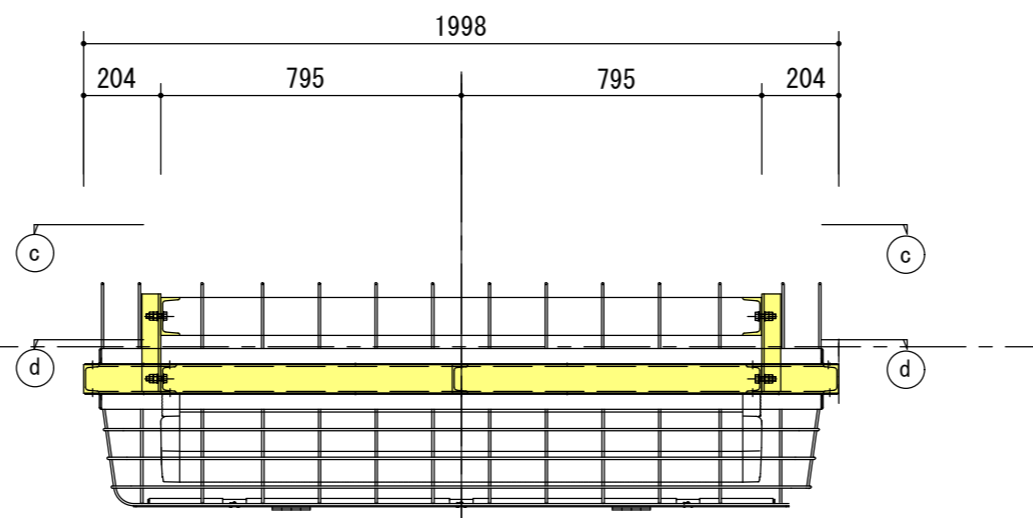
Key Plan S=1:500

- 特記
- ・ 鉄材塗装 SOP
 - ・ 支持材以外は全ては設備工事
 - ・ 建築工事

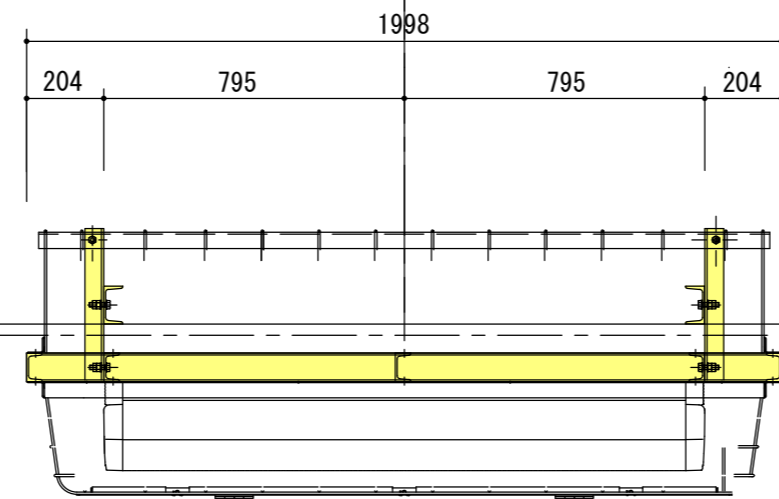
訂正						株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7. 12. 25 発行 .	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 屋内運動場 空調機取付詳細図(1)	設計No. 整理No.	図面No. A-11
									縮尺 A2 1:20		



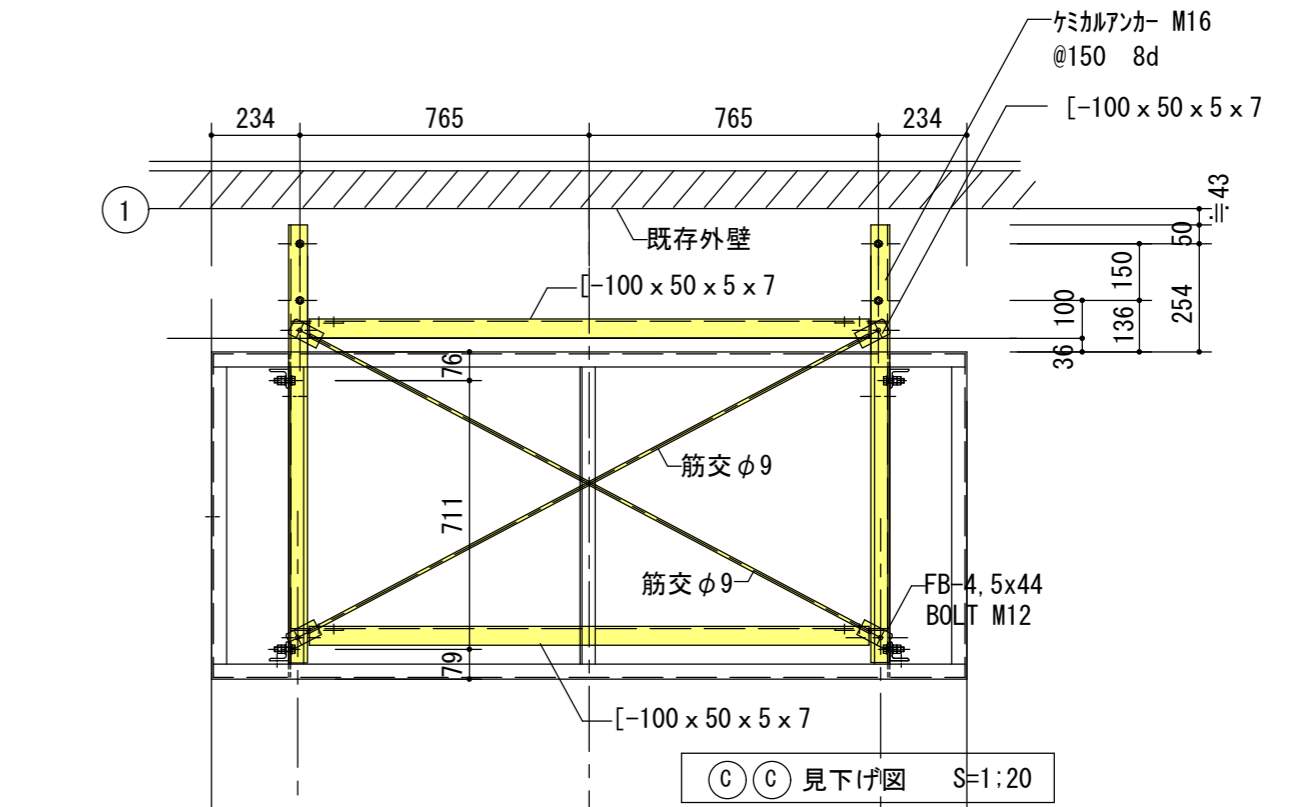
北面（妻側）取付詳細図



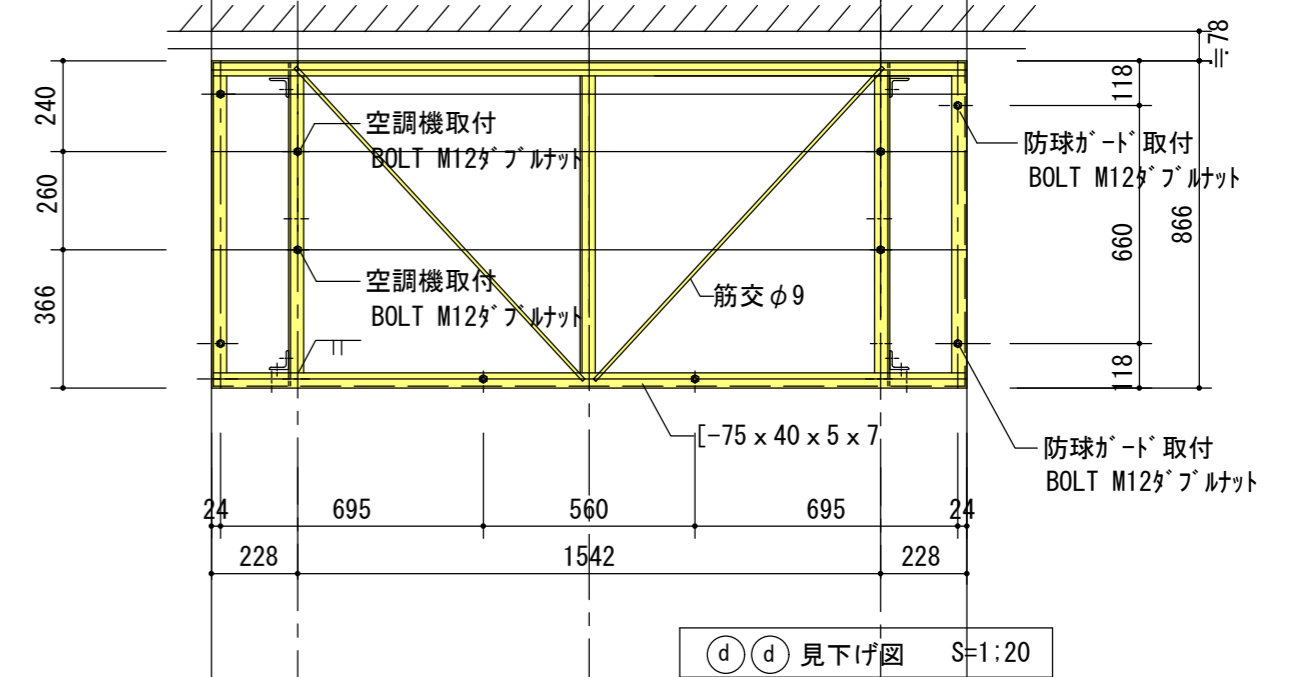
(a) (a) 断面詳細図 S=1:20



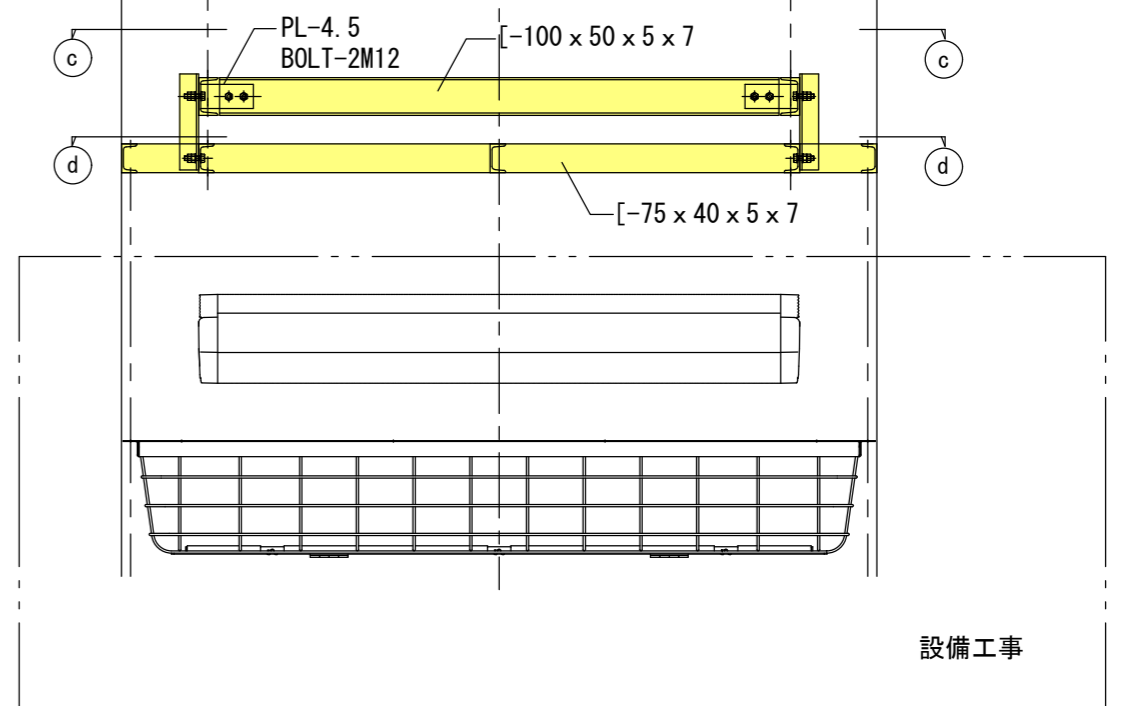
(b) (b) 断面詳細図 S=1:20



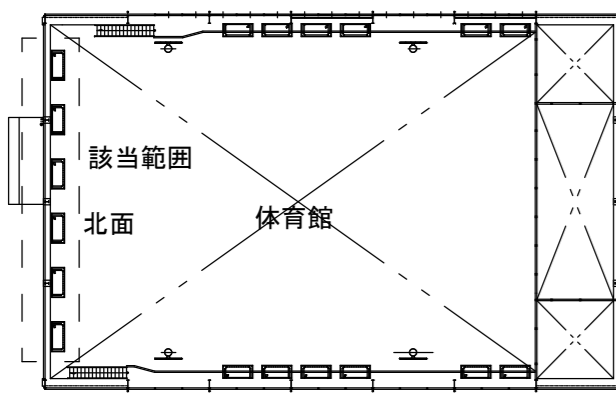
(c) (c) 見下げ図 S=1:20



(d) (d) 見下げ図 S=1:20



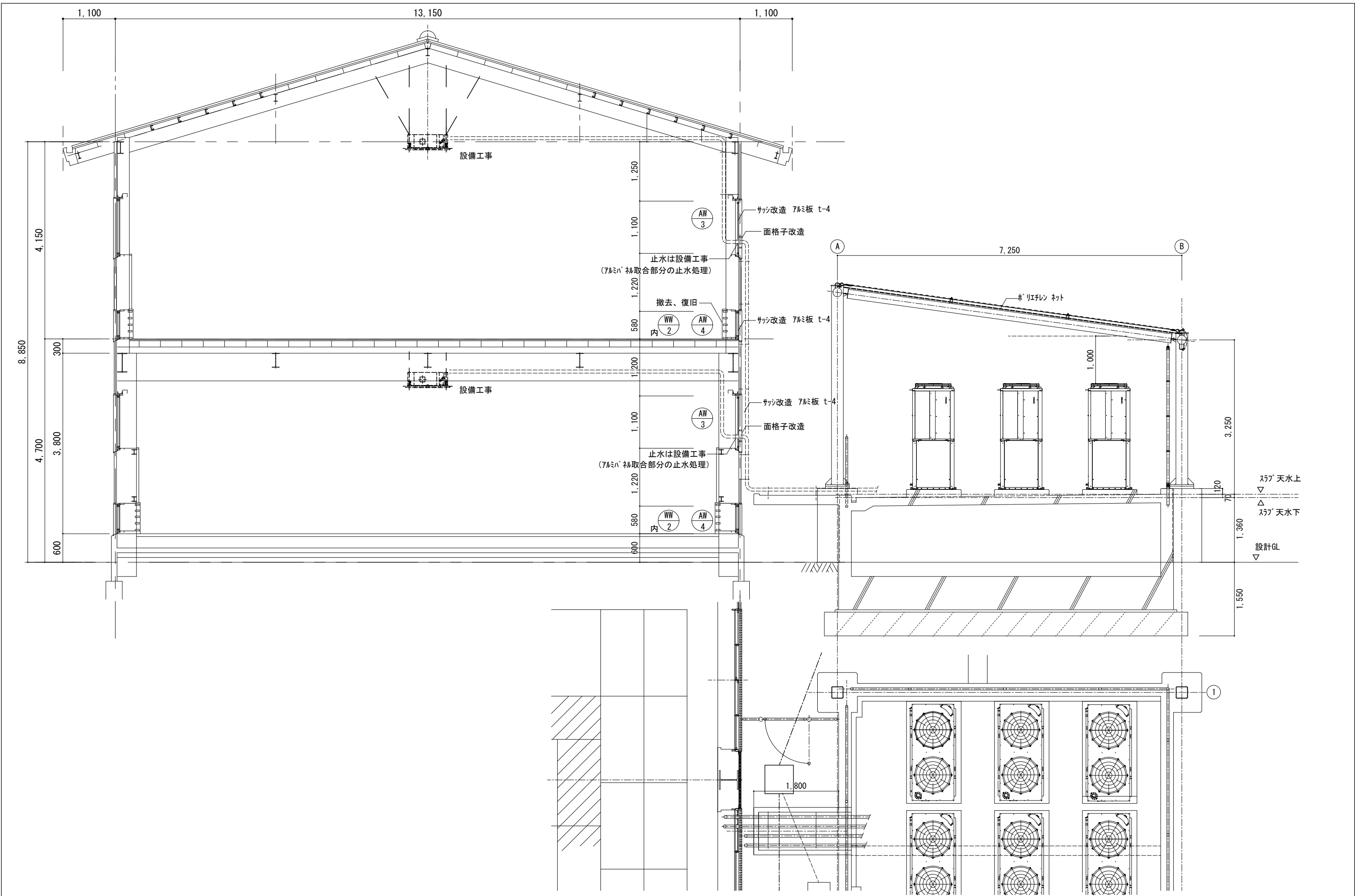
設備工事



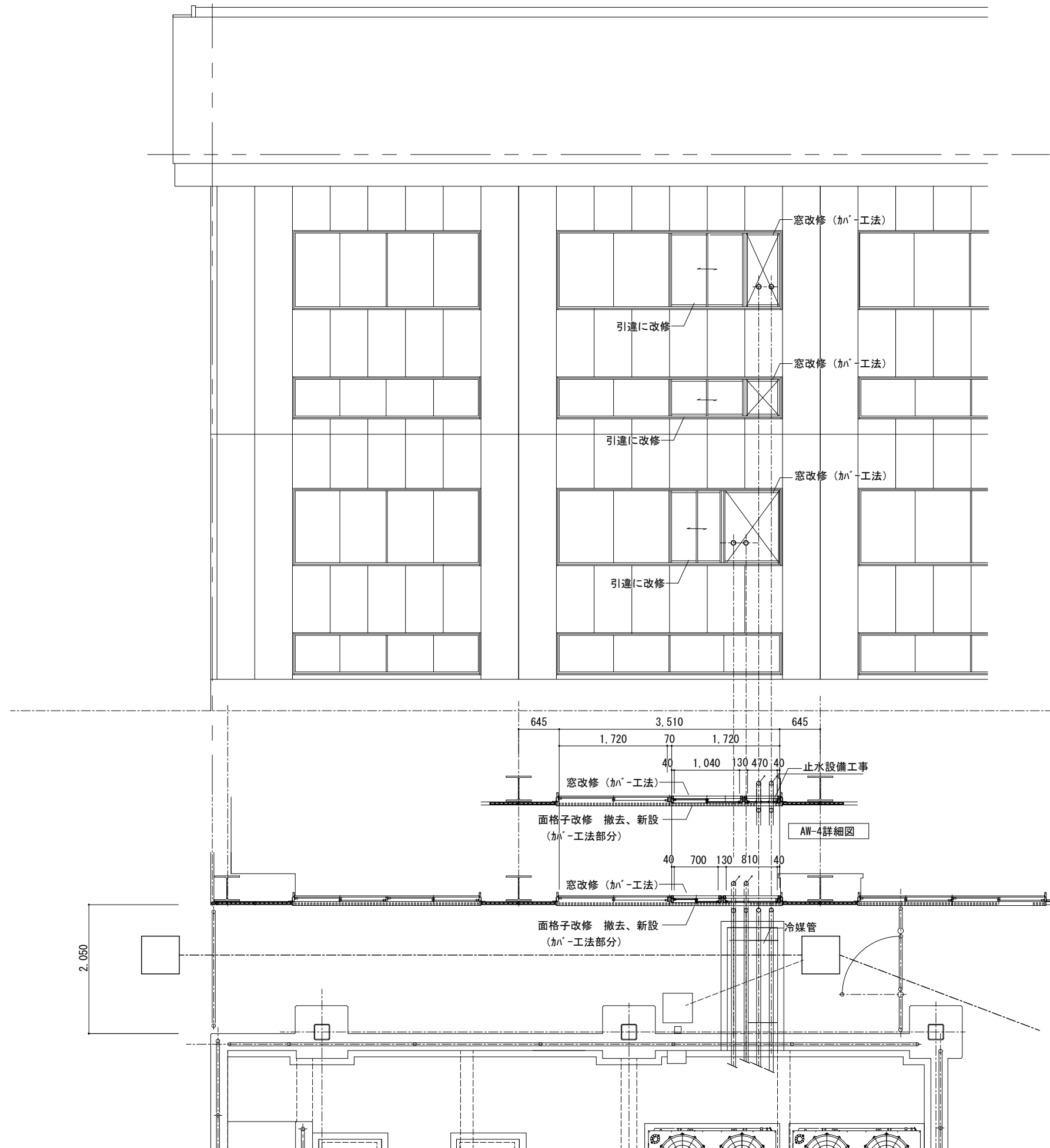
Key Plna S=1:500

- 特記
- ・ 鉄材塗装 SOP
 - ・ 支持材以外は全ては設備工事
 - ・ 建築工事

訂正						株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7. 12. 25 発行	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 屋内運動場 空調機取付詳細図(2)	設計No. 整理No.	図面No. A-12
----	--	--	--	--	--	---	------------------------	----	--	----------------	---------------



訂正				備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成	承認	工事名称	設計No.	図面No.
						R7.12.25		鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事		A-13
						発行		図面名称	縮尺	整理No.
								格技場 窓改修図 (1)	A2 1:60	



窓改修

既存窓 仕様

7mmサッシ AW-3 W-3,510 x H-1,100 AW-4 W-3,510 x H-550

見込 70

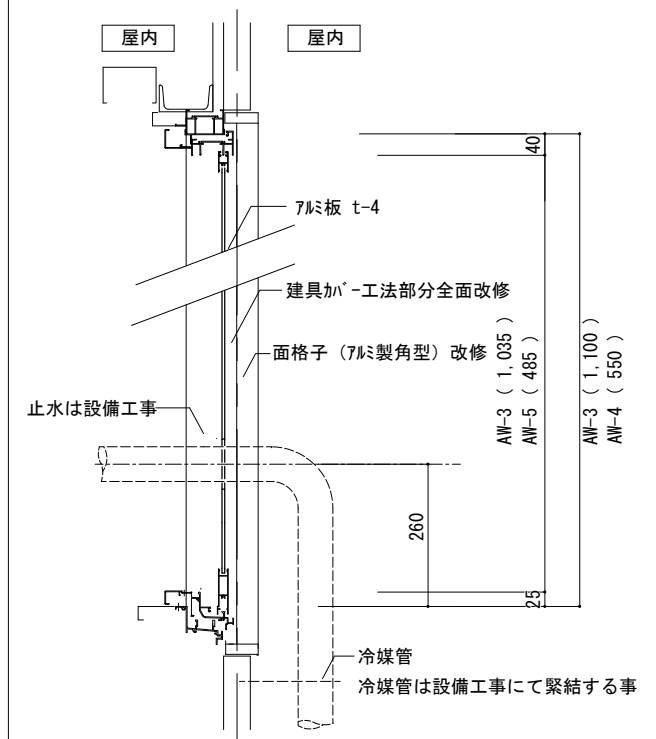
ガラス 型板ガラス t-4

金物 戸車 クレセント 水切 外部面格子

備考 内外し型

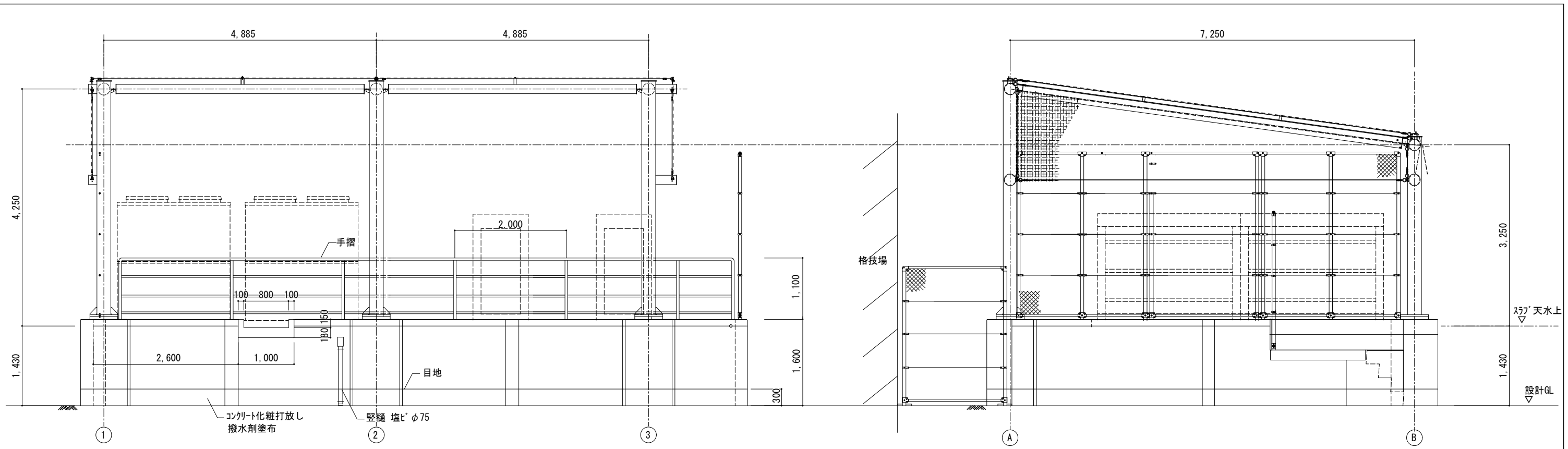
窓改修部分は加ハ-工法

- ・ 右側 FIX窓枠に 7mm板 t-4をはめ込む (4周シールする事)
- ・ 左側 引違いに改修



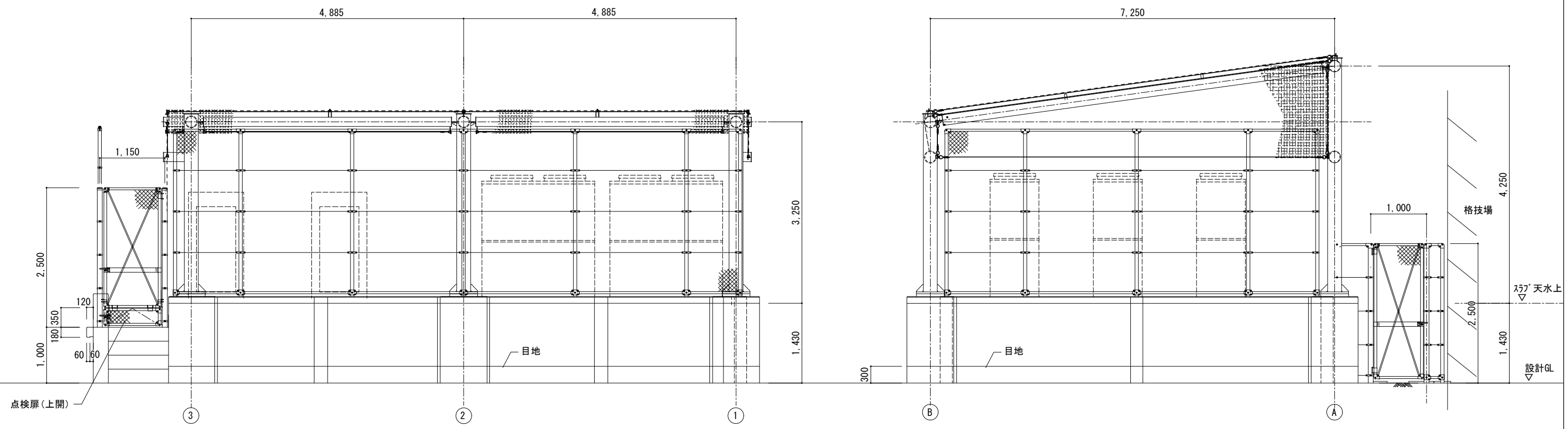
サッシ改修 (加ハ-工法)
冷媒管 サッシ 取付詳細図 S=1/10

訂正					株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7.12.25	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-14
								図面名称 格技場 窓改修図 (2)	縮尺 A2 1:50	整理No.



西立面図

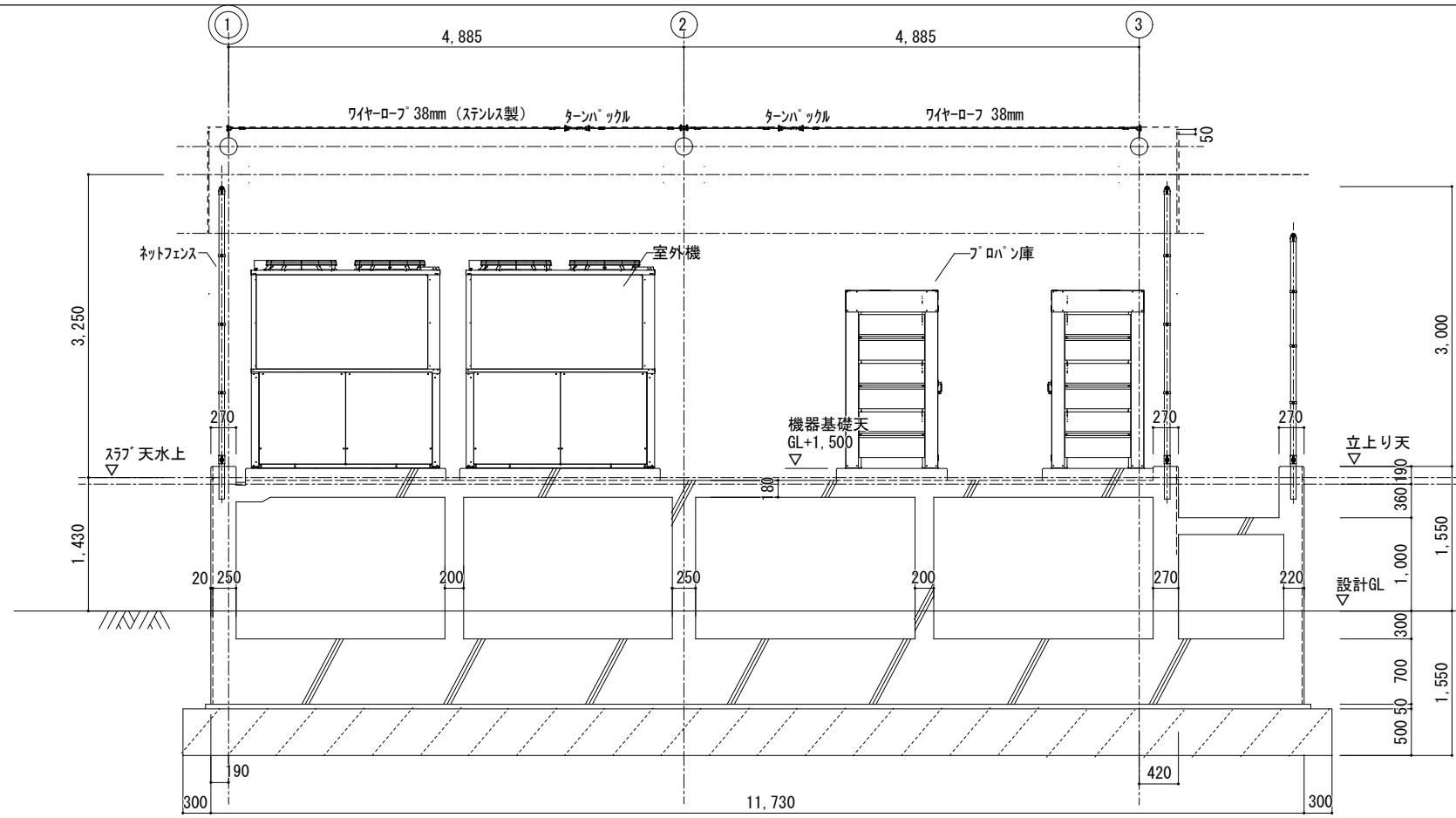
南立面図



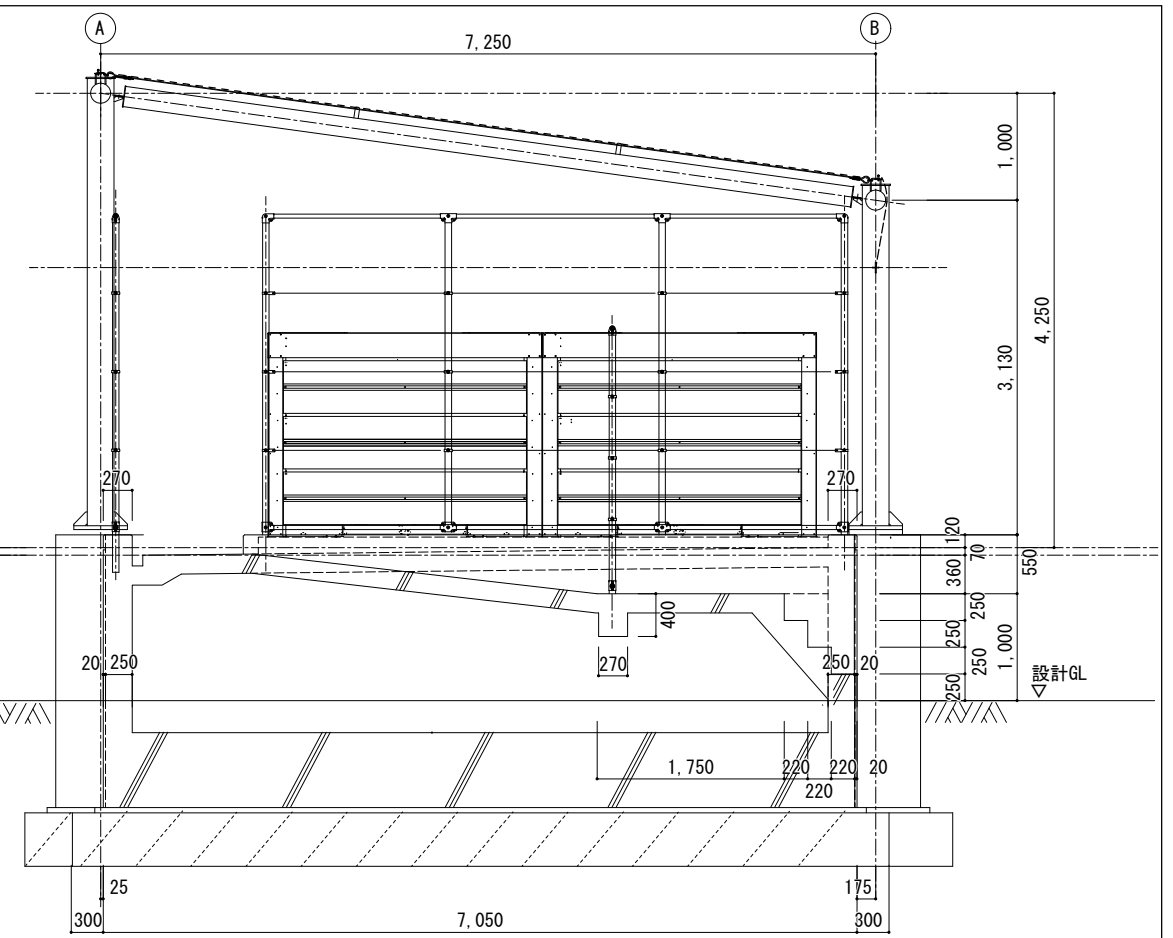
東立面図

北立面図

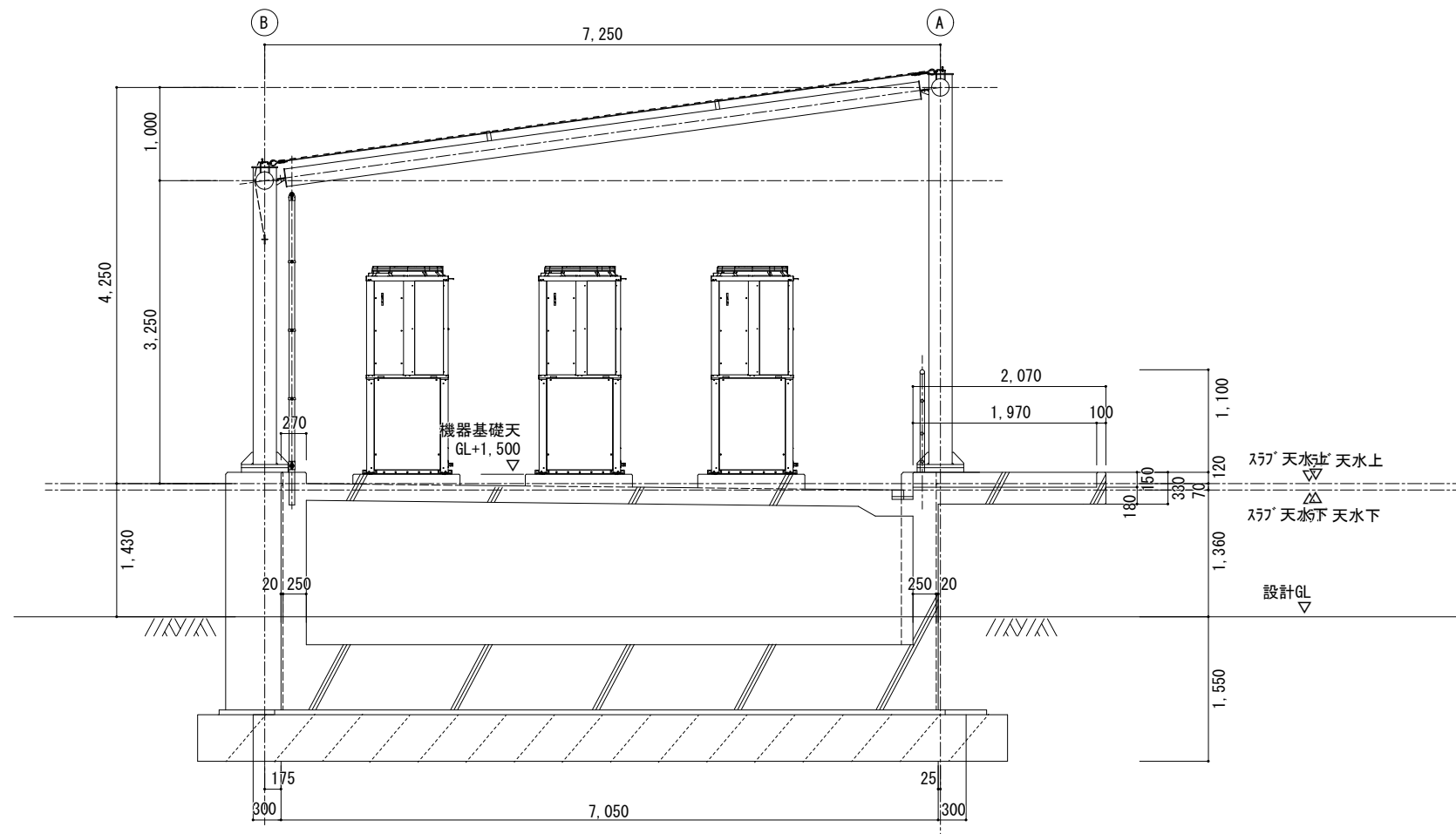
訂正						株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7.12.25 発行	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 空調機架台 立面図	設計No. 整理No.	図面No. A-16
									縮尺 A2 1:50		



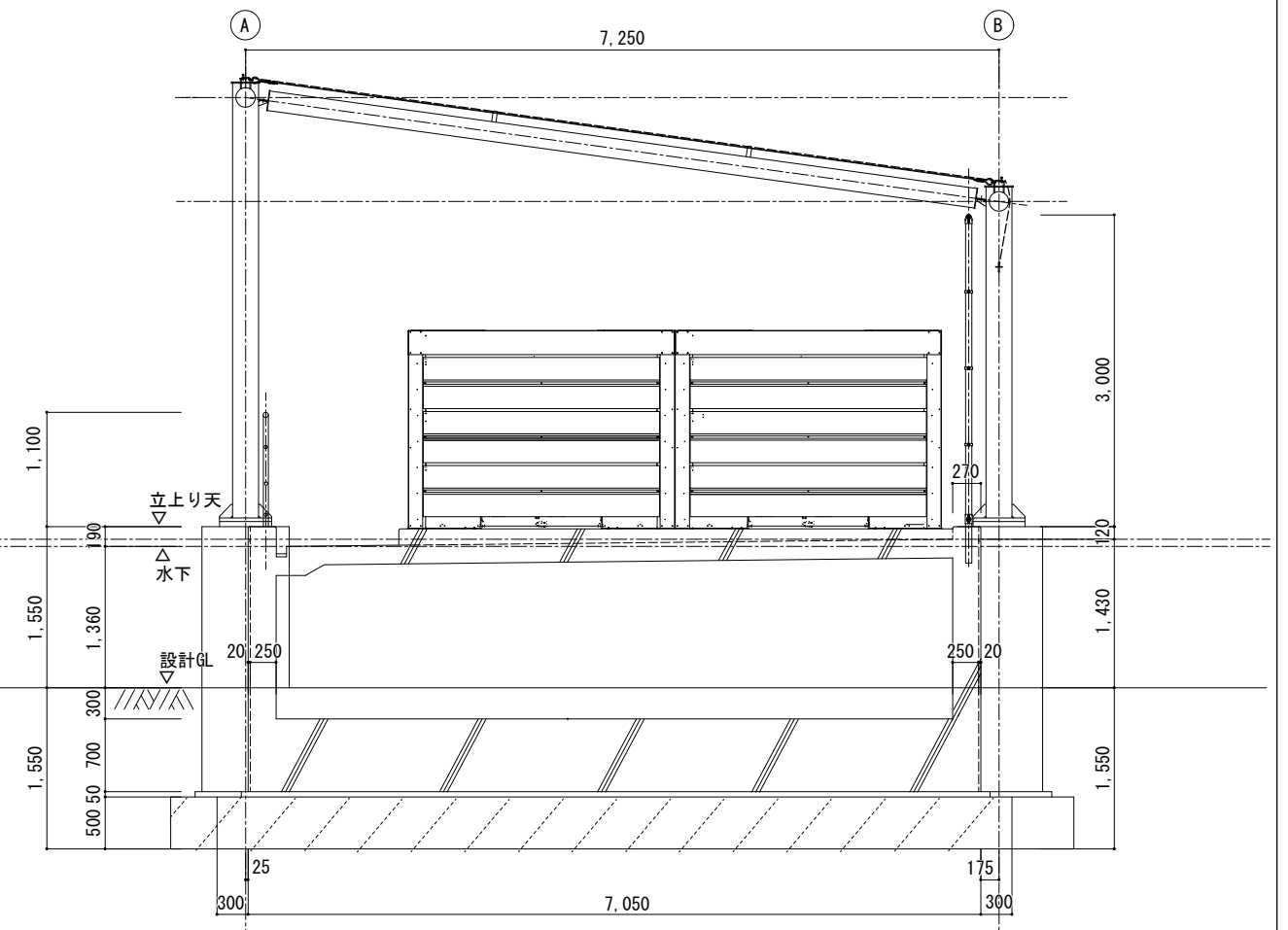
(A) (A) 断面図



(D) (D) 断面図

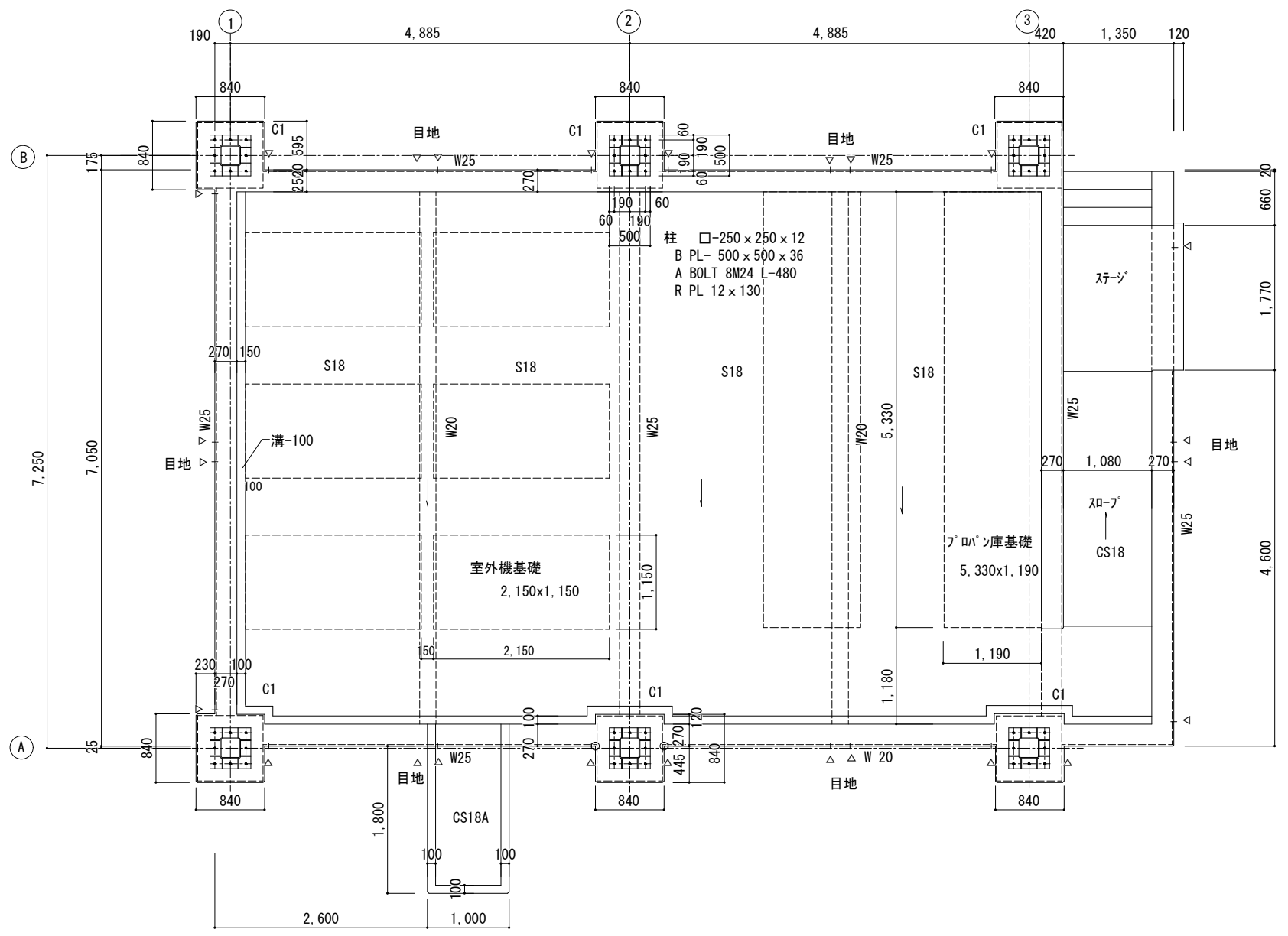


断面図 (B) (B)



(C) (C) 断面図

訂正				備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7. 12. 25 発行	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 空調機架台 断面図	設計No. 整理No.	図面No. A-17
----	--	--	--	----	---	------------------------	----	--	----------------	---------------



床版 リスト				
符号	板厚	種別	主筋	配力筋
S18	180	4方向	上筋 D13 @150 下筋 D13 @150	@200
CS18	180	片持	上筋 D13 @150 下筋 D13 @150	@200
FS70	700	4方向	上筋 D16 @150 下筋 D16 @150	@200
CS18A	180	片持	上筋 D13 @150 下筋 D13 @150	@200

柱 (C1)

主筋 12 D25
HOOP □-D13 @100
Top 2□-D13

壁

縦筋 D13 150@
横筋 D13 200@

縦筋 D13 150@
横筋 D13 200@

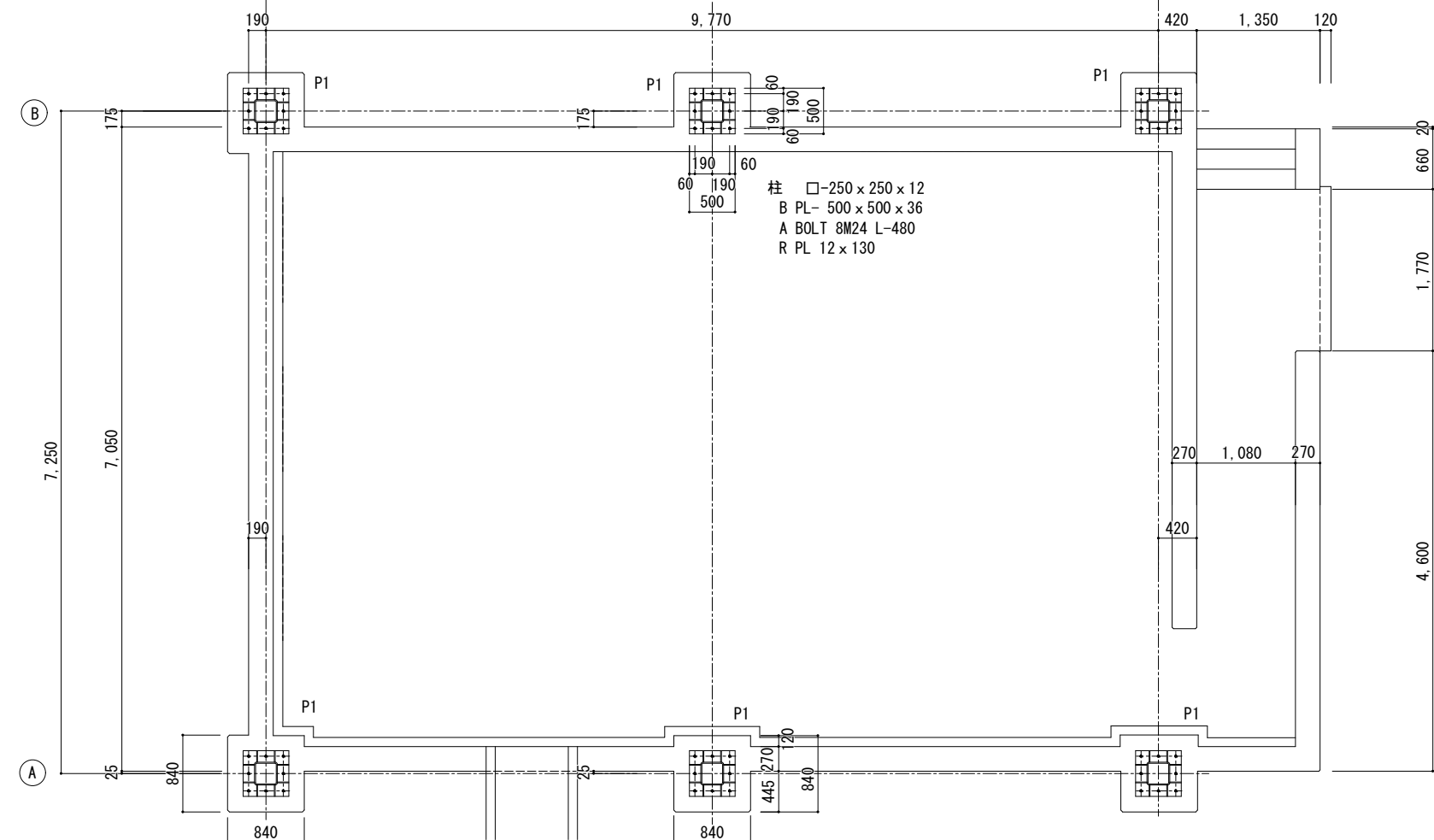
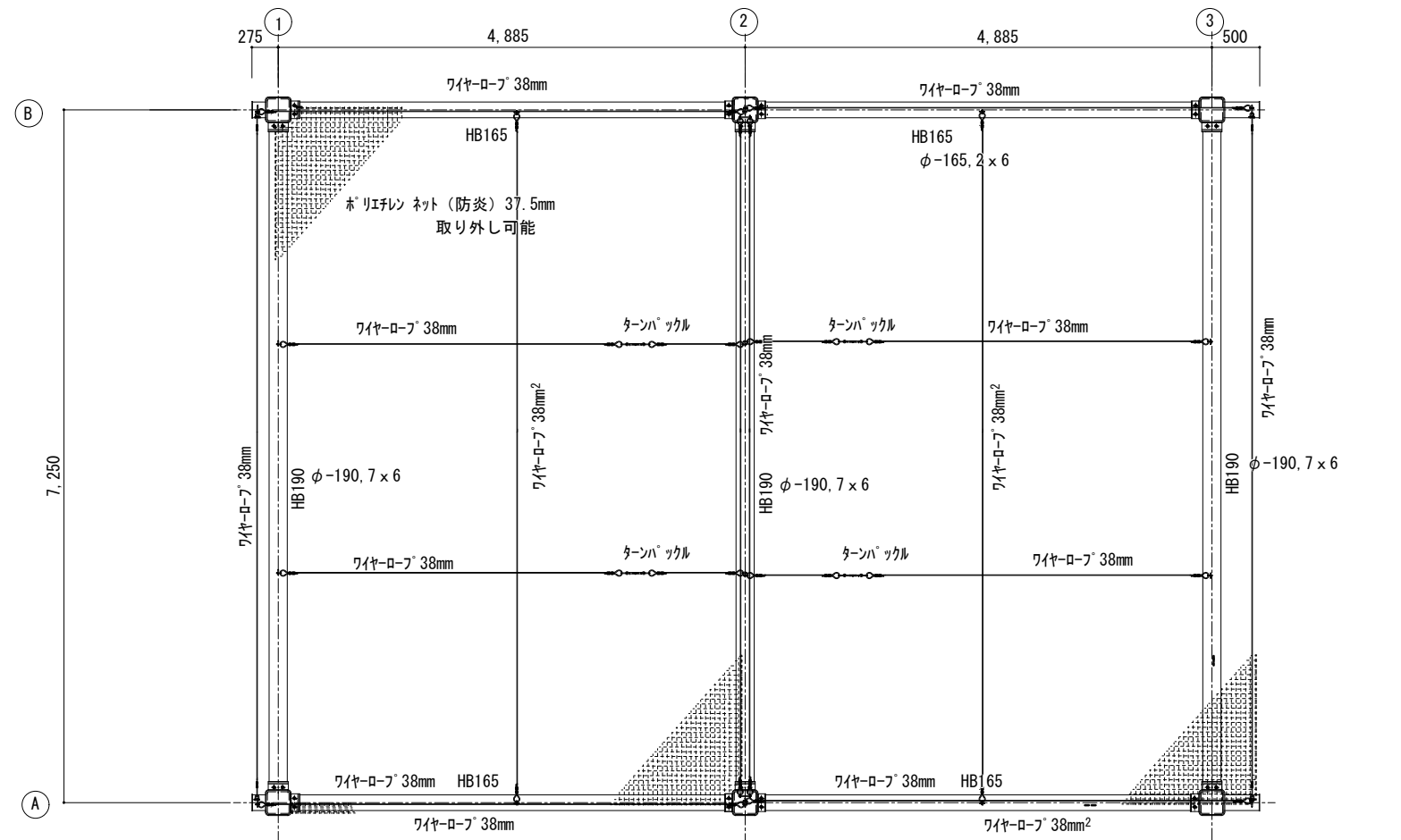
(立ち上がり部)

(目地)

機器基礎 T= 106~158 機器基礎 D13 @150 クロス

コンクリート
 コンクリート仕様 Fc 24 スラブ 15 骨材 20
 型枠 コンクリート地上部分
 化粧コンクリート打放仕上ゲ 型枠A種 新品

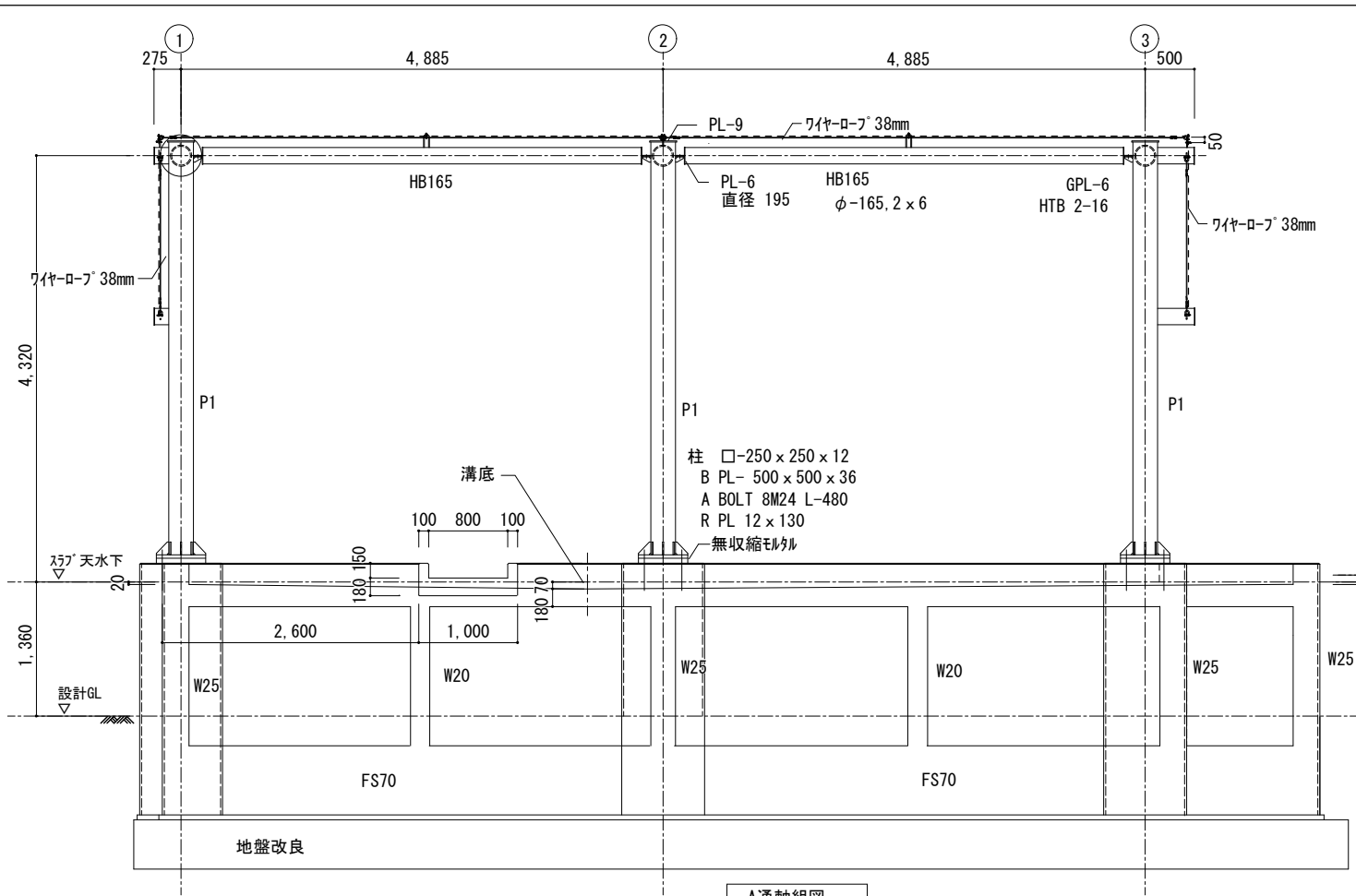
地盤改良
 (浅層改良)
 層厚 500
 固化材 100 kg/m³
 地耐力 70 kN/m²



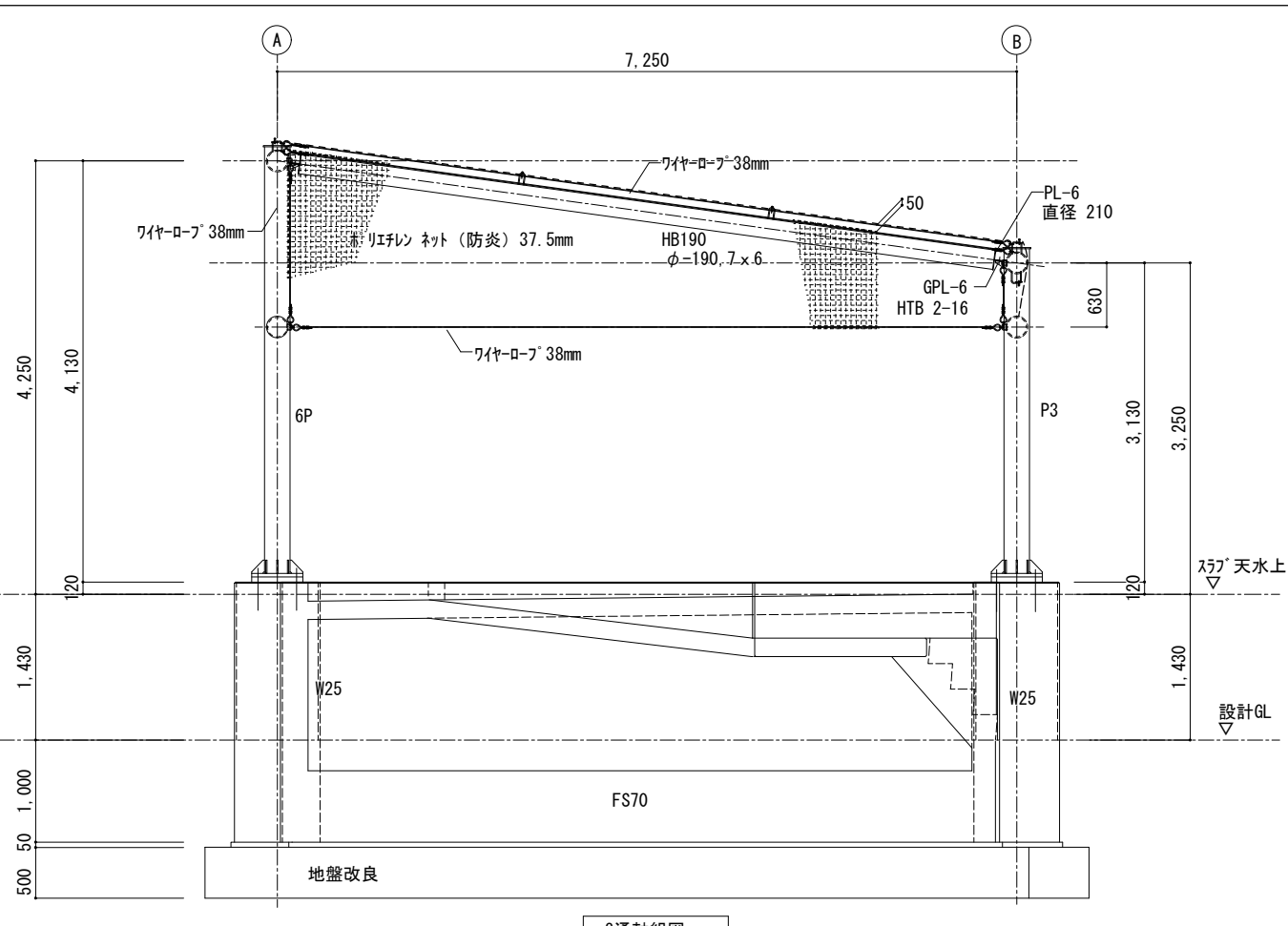
特記事項

- 鋼材 STKR 400 (柱、梁)
SS 400 (BPL、リブ PL、GPL)
溶融亜鉛メッキ塗装 A種 HDZT 77
- ワイヤロープ SUS製

訂正						株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7.12.25 発行	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 空調機架台 構造図 (3)	設計No. 整理No.	図面No. A-20
									縮尺 A2 1:50		

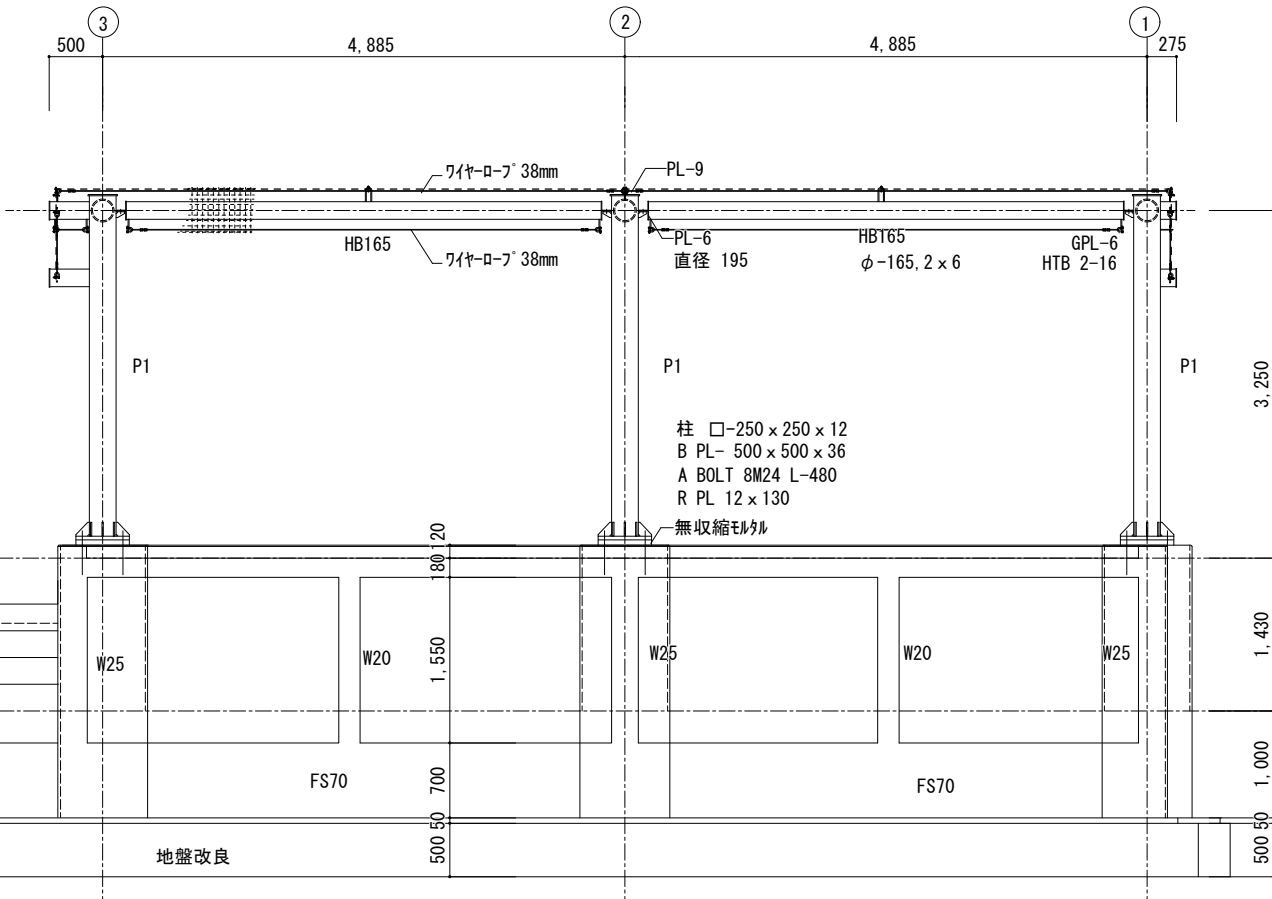


A通軸組図

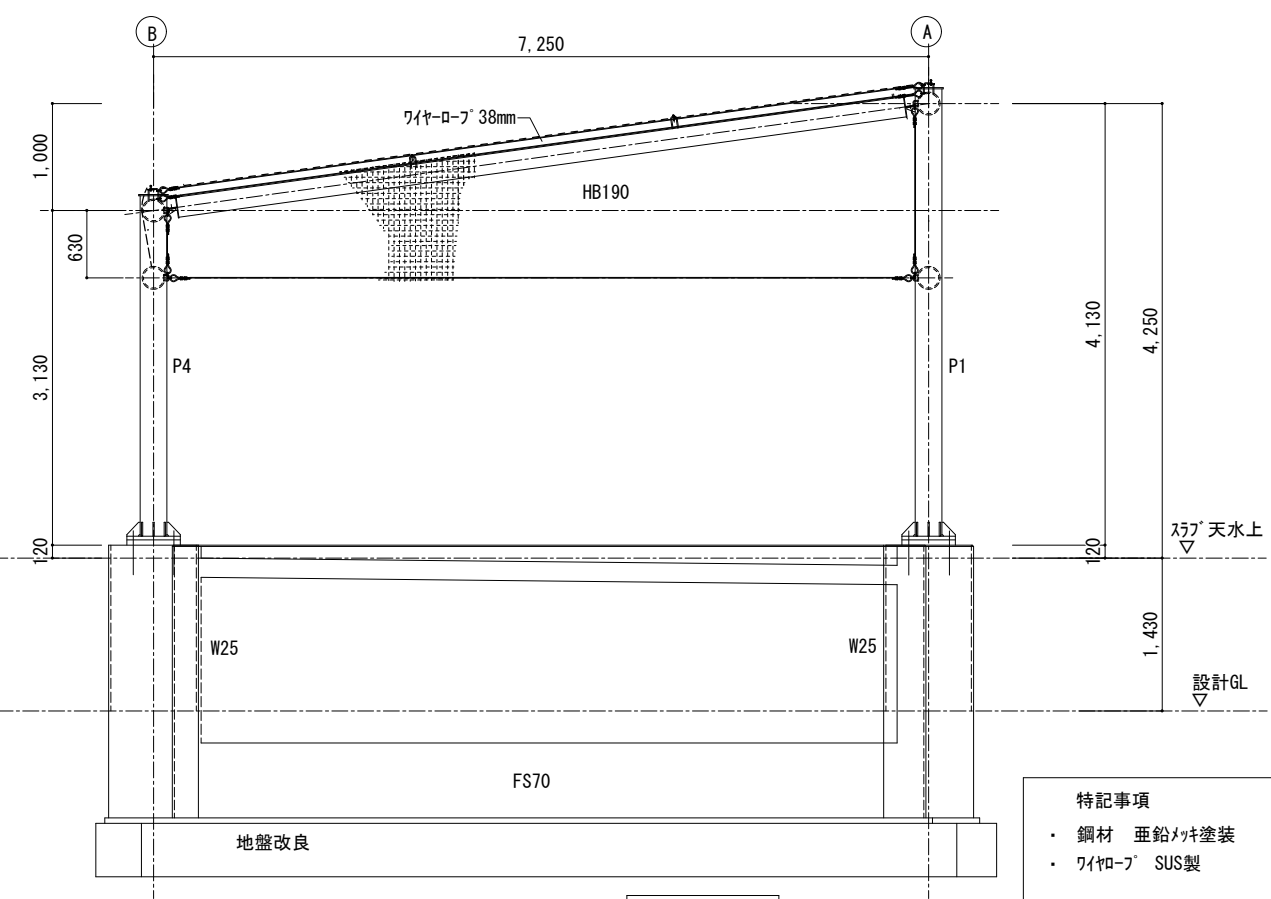


3通軸組図

地盤改良 仕様
 (浅層改良)
 層厚 500
 固化材 100 kg/m³
 地耐力 70 kN/m²



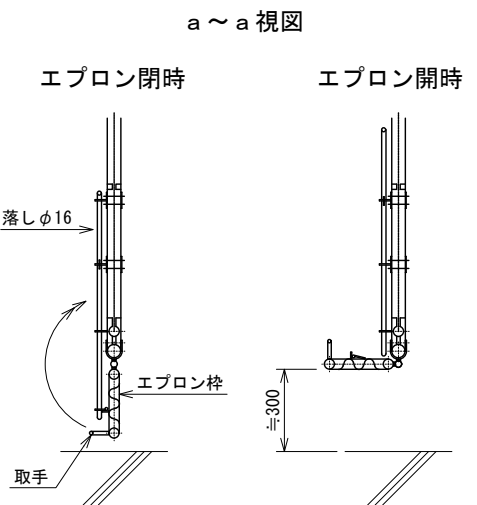
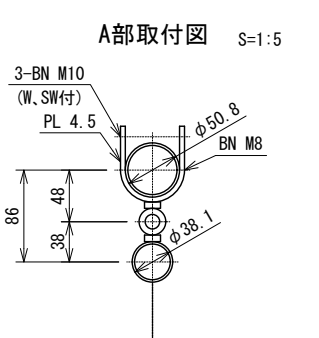
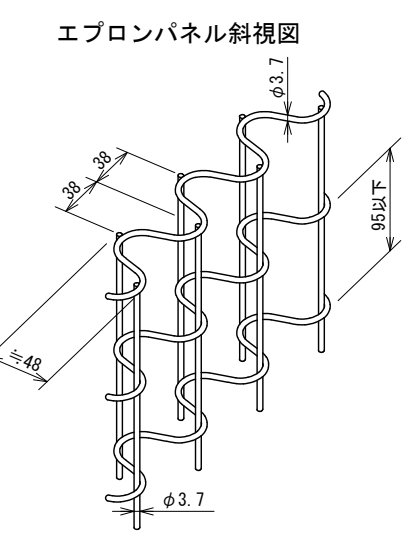
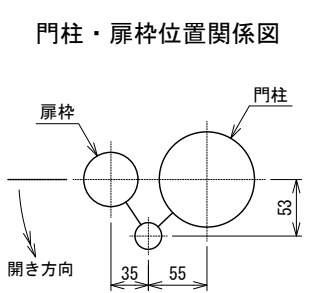
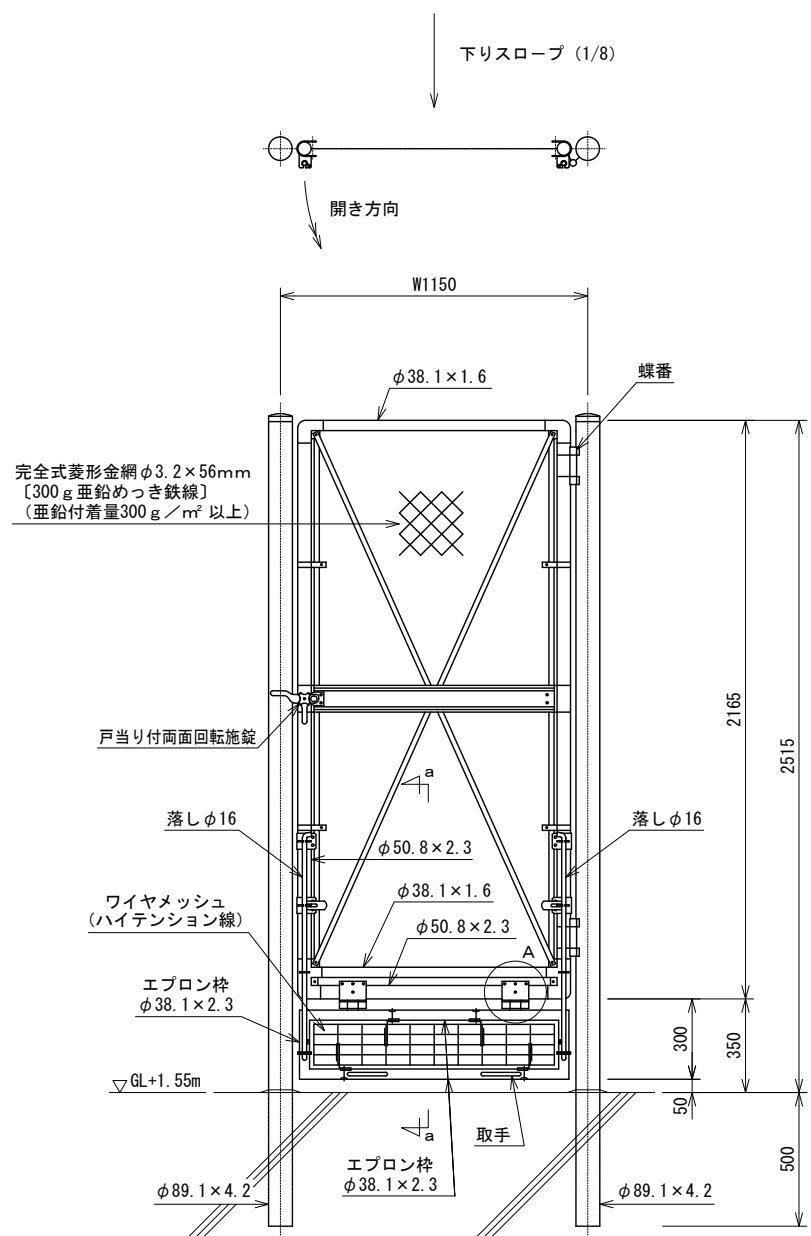
B通軸組図



1通軸組図

特記事項
 ・ 鋼材 亜鉛メッキ塗装
 ・ ワイヤロープ SUS製

訂正					株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R7.12.25 発行	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 空調機架台 構造図(4)	設計No. 整理No.	図面No. A-21
----	--	--	--	--	---	----------------------	----	---	----------------	---------------

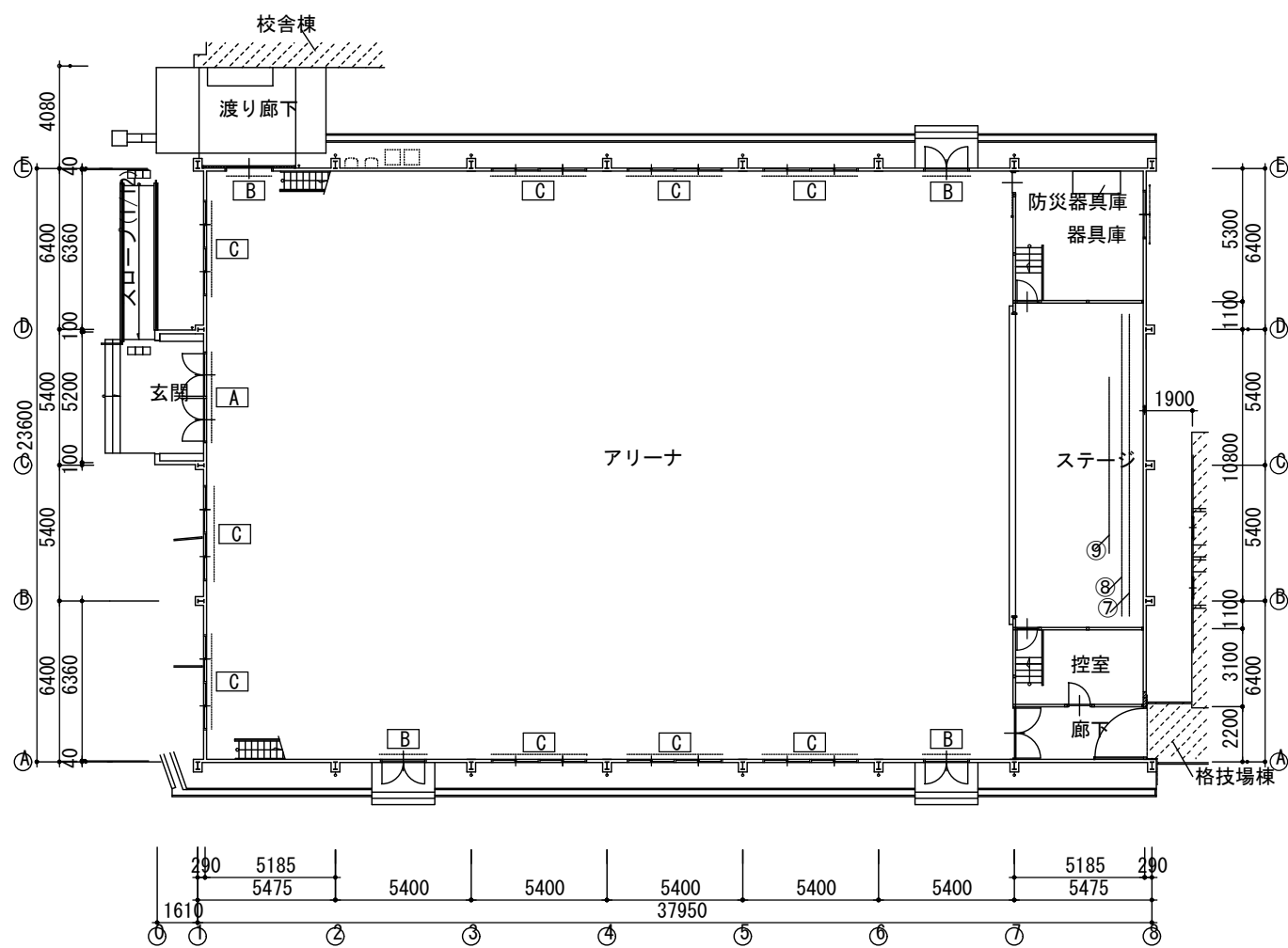


設計条件
 設計 荷 重建築基準法・同施行令(平成12年6月)に
 基づく風圧力に依る。
 基準風速・・・3.6m/sec
 地表面粗度区分・・・Ⅲ

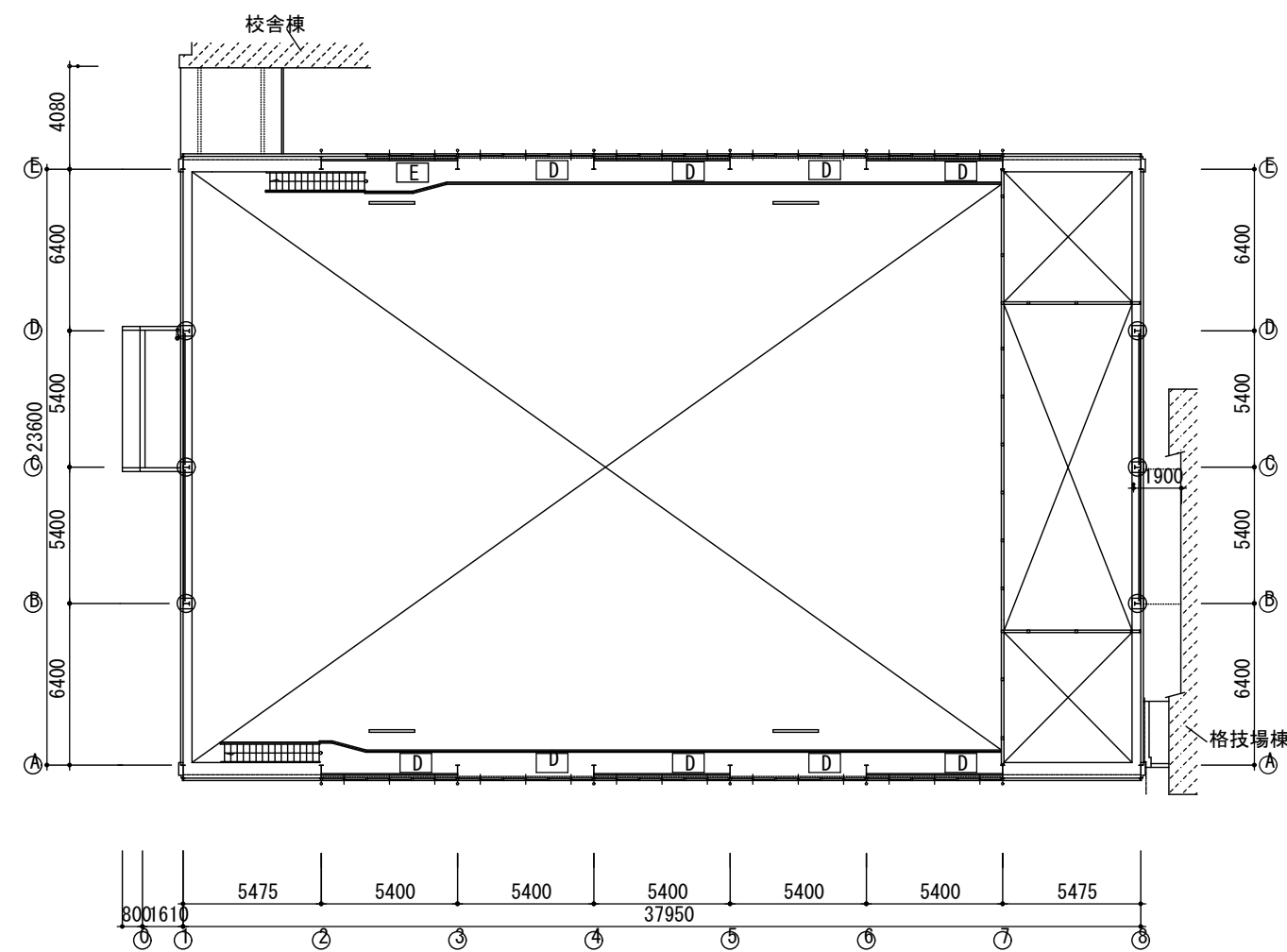
備考
 1. 外装は金網類を除く他は溶融垂鉛めっきとする。
 2. 本図門扉の本体・エプロンの開き方向及び落としの方向は図示に依る。
 3. エプロンは現地取付とする。
 4. エプロンを開く場合は扉の両側の落としを上げ、両手でエプロン枠を持ち上げ90度折り曲げるものとする。但し、エプロン開時状態では、エプロン枠の固定は出来ない。
 5. エプロン枠にはめっきの為、湯抜き穴を適所(見苦しくない位置)に設けるものとする。

⚠ 注意
 ・施錠門柱の扉開き側に障害物(兼用フェンス、壁など)を有する場合には、両面回転施錠の戸当りが障害物と干渉するため、開き方向の変更が必要である。

訂正						株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 R7.12.22	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事	設計No.	図面No. A-22
									原簿名称 空調機架台 門扉 詳細図	縮尺 A2 1:20	整理No.



1階平面図

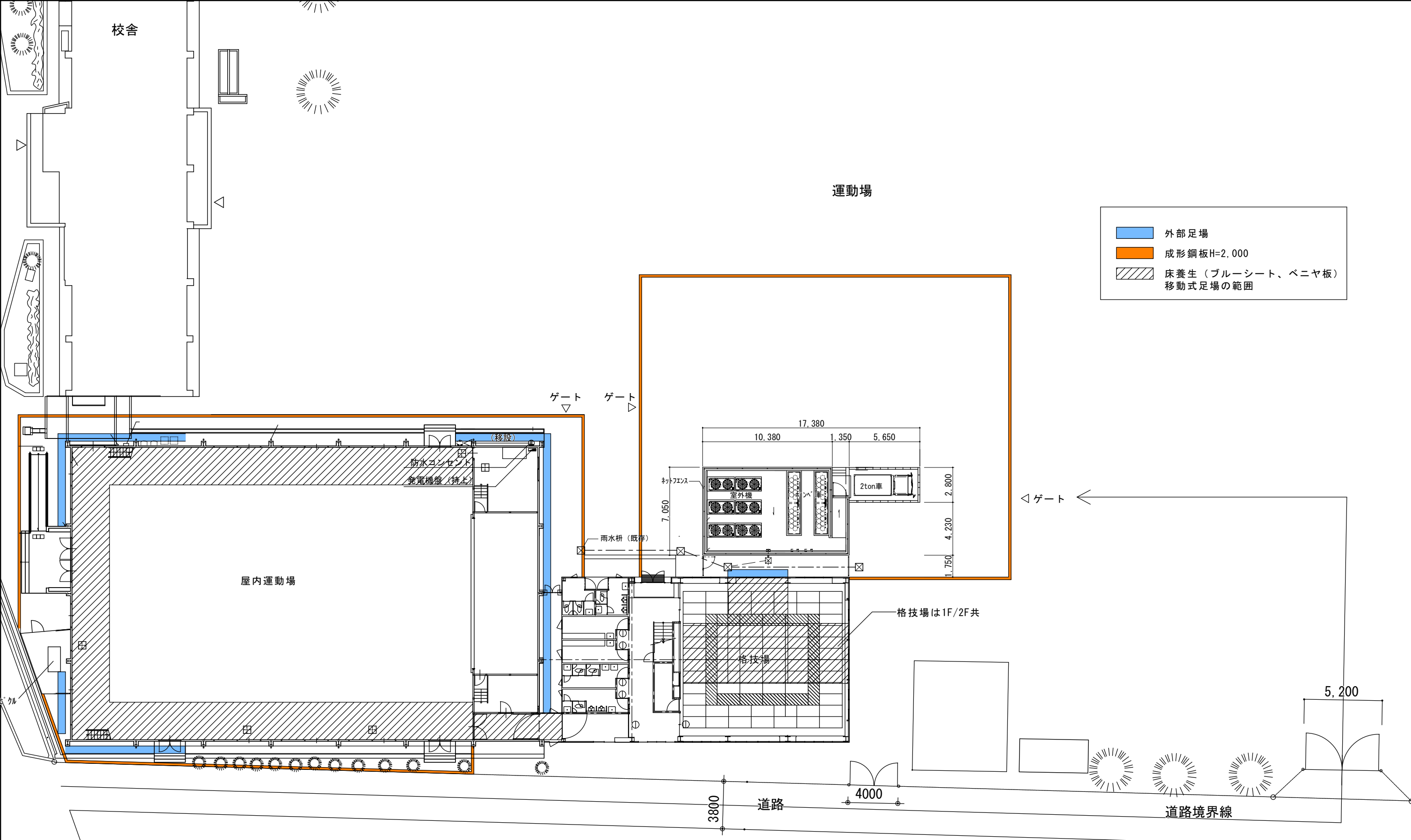


2階平面図

暗幕カーテン交換

寸法	形状	数量	
A	W3.6m×H1.1m	引分け式	1
B	W1.9m×H1.1m	片引き式	4
C	W3.8m×H1.1m	引分け式	9
D	W5.4m×H2.8m	引分け式	9
E	W3.6m×H2.8m	引分け式	1

※カーテンレール及びカーテン共、公共施設向け仕様の製品とする
 ※引分け式のカーテンレールは中央部にて100程度交差させること



- 外部足場
- 成形鋼板H=2,000
- 床養生(ブルーシート、ベニヤ板)
移動式足場の範囲

訂正		備考		株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 R7.12.22 発行 . .	承認	工事名称 鳴門市瀬戸中学校屋内運動場等空調設備工事のうち建築工事 図面名称 仮設計画(案)	縮尺 A2 1:100	設計No.	図面No. A-24
----	--	----	--	--	-----------------------------	----	--	----------------	-------	---------------